

HUMAN RIGHTS

—いま 私がひらく 未来—

兵庫県教育委員会

目 次

『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって

No.	テ ー マ	関連する主な人権課題	ページ
1	世界中のすべての子どもたちのために	子ども	2
2	命の大切さ、命のつながりに向き合おう	子ども・女性	4
3	男女がともに輝く社会へ	女性	6
4	「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へ	高齢者	8
5	みんなが元気なユニバーサル社会をめざして	障害のある人・高齢者	10
6	人権文化の創造に向けて	同和問題	12
7	豊かに共生する心をはぐくもう	外国人	14
8	多文化共生社会への虹の架け橋	外国人	16
9	未来をともに生きるパートナーとして	アイヌの人々	18
10	いま、自分たちにできること	HIV感染者・ハンセン病回復者等	20
11	インターネットの向こう側	インターネットによる人権侵害	22
12	多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて	働く人の人権	24
No.	テ ー マ	主 な 内 容	ページ
13	公正な採用選考に向けて	就職と人権について	26
14	自分の心を見つめてみよう	結婚と人権について	28
15	震災の教訓を次世代の子どもたちへ	防災と人権について	30
16	「つながり」に気づき、自分から始めよう	地球環境と人権について	32
17	心の中に平和の灯を	平和と人権について	34
18	みんなで築こう、人権の世紀	人権擁護について	36

タイトル『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』について

「人権」は、文字どおり、「人間の=human」「権利=rights」として普遍性をもつものです。そして、人権尊重の理念によって切りひらかれた未来は、自由で、安心して過ごすことができ、みんなが平等で、お互いを大切に作る平和な世界であるはずです。そのような「未来」を切りひらくためには、「私」たち一人一人の「いま」の生き方が大切になります。

タイトル『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』には、こうした思いがこめられています。

『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって

本書は、様々な角度から、私たちの「人権」について考えてみようというものです。学習は、個人でも、グループやクラス単位でもできるでしょう。また、様々な教科の授業にも活用できるようにしてあります。先生と相談しながら、それぞれ自分にあった方法で、工夫しながら学習をすすめてみましょう。

本書は、全部で18のテーマから構成していますが、個別的な人権課題と密接にかかわるテーマもあれば、様々な人権課題を総合的・横断的にとらえようとするテーマもあります。また、それぞれのテーマに即した資料を用意していますが、自ら課題を見つけ、研究や活動をすすめるには、けっして十分ではありません。自分の興味や関心、問題意識に応じて課題を設定し、自分自身で必要な資料や情報を探し出すことも大切な学習です。

学習をすすめるに際しては、人権課題は必ず解決できるという確かな展望をもち、自分とのかかわりで考え、主体的に取り組もうとする意欲や態度が大切です。

1 本書の構成について

今日的な視点からテーマに関する現状と課題を示し、学習をすすめるうえでヒントとなるよう、問題提起をしています。そして、提起された問題（ねらい）にアプローチする手がかりとして、「研究課題」「活動課題」「ケーススタディ」を設定しています。さらに、学習の参考となるよう、その他の資料を掲載しています。学習をすすめるに際しては、これらの資料を効果的に活用し、多角的にアプローチすることが望まれます。

2 資料について

(1) 研究課題・活動課題

「研究課題」は、主に教室で行う調べ学習やグループ活動、「活動課題」は、主に校外で行うフィールドワーク的な学習活動となっています。

(2) ケーススタディ

具体的な場面設定による問いかけなどにより、テーマを自分とのかかわりで考えていく学習内容となっています。

(3) キーワード解説

学習をすすめるうえで、テーマに関連する基礎知識や用語などを簡単に解説しています。

(4) 関連機関等

発展的な学習に向けて、資料や情報などを収集したり、実際に問い合わせたりすることができる施設や機関を紹介しています。

(5) その他の資料

テーマに関する現状を認識するための統計資料や自分をふり返り、気づきを促すためのチェック・シートなどの関連資料を掲載しています。

世界中のすべての子どもたちのために

関連する主な人権課題：子ども

「児童の権利に関する条約」などにより、子どもに対する見方や環境は大きく改善されました。しかし、世界的には貧困や飢え、暴力、搾取などで苦しむ子どもたちが多数存在しています。日本でも、いじめをはじめとして、児童虐待や「子どもの貧困」などの問題も、子どもの人権にかかわる課題として指摘されています。

人権の尊重を基盤とした子どもたちにとってよりよい世界の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「世界子供白書特別版2010」などを参考にして、世界の子どもたちの人権の現状について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「児童の権利に関する条約」以降、子どもの権利に関する国際基準がどのように発展してきたかを調べてみましょう。
- ・インドやシエラレオネ共和国など、南アジアやサハラ以南のアフリカの子どもたちの現状について調べてみましょう。

(2) 「児童の権利に関する条約第3回日本政府報告」などを参考にして、日本における「児童の権利に関する条約」の内容の達成状況について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・どのような課題が残されているのかを調べてみましょう。
- ・残された課題と自分たちの日常生活とのかかわりについて話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 市役所などを訪問し、子どもが住みやすい町づくりに向けて、どのような取組をしているのかを聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・国際連合児童基金（ユニセフ）が提唱する「子どもにやさしいまち」の視点からの取組について聞いてみましょう。
- ・地域において、どのようなことが「子どもの貧困」として課題になっているのかを聞いてみましょう。

(2) 「児童憲章」〔昭和26（1951）年制定〕などを参考にして、「私たちの人権宣言（生徒憲章）」を作成してみましょう。

【ポイント】

- ・「自由と責任」「権利と義務」などの視点から話し合ってみましょう。
- ・作成した「私たちの人権宣言」を生徒会誌などに発表してみましょう。

●ケーススタディ

資料「いじめ集団の4層構造」をもとに、いじめをなくすためには、それぞれの立場の生徒がどのようにすることが大切かを話し合ってみましょう。

【いじめ集団の4層構造】

いじめの場面における集団は、「被害者」（「被害・加害者」）・「加害者」・「観衆」・「傍観者」という4層構造をなすと考えられます。

被害者…いじめられている人。

被害・加害者…いじめた経験といじめられた経験を同時にもっている人。
加害者側につけが、いじめを止めようとして、逆にいじめの対象になってしまったり、被害者側だったのが、いじめるように要求され、加害者側になってしまった人。

加害者…いじめている人。

観衆…直接手を下さないが、まわりでおもしろがり、はやし立てている人。

傍観者…いじめを見ながら、知らぬふりを装っている人。
いじめている人に対して注意することで、自分が被害者になるかもしれないという恐れから、見て見ぬふりをすることがあります。



すべての子どもに、5歳の誕生日を。

5歳になれない子ども、年間810万人。
そのひとりひとりに、未来があるはずだった。

- ▶ なぜ？5歳まで生きられない子どもたち
- ▶ 奪われていく子どもたちの未来
- ▶ 子どもたちの「いのちをまもる具体策」があります。
- ▶ 世界に広がるユニセフの活動

(日本ユニセフ協会ホームページから)

●県内でのいじめの認知件数の推移

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校	261件	168件	157件
小・中・高特別支援計	1,983件	1,401件	1,247件
1,000人あたりの認知件数※	3.1人	2.2人	2.0人

※小・中・高、特別支援学校での件数 (文部科学省)

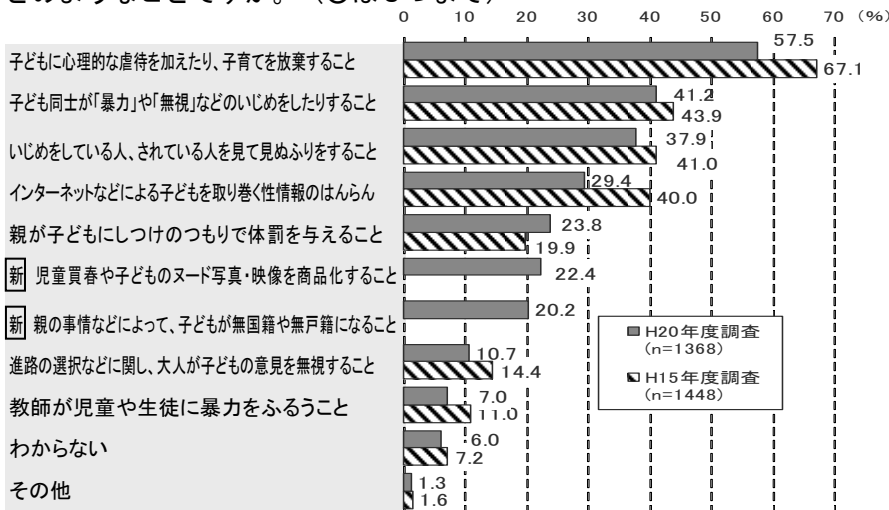
●高等学校における不登校生徒数の推移

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校	848人	842人	689人
不登校率	0.90%	0.91%	0.75%

(兵庫県教育委員会)

●人権に関する県民意識調査

子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



※ 新 は、平成20年度に新たに設けた項目。

(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

●県内で子どもの権利に関する条例等を制定している自治体 (平成22(2010)年10月現在)

- 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 (平成10(1998)年12月制定)
http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/reiki/reiki_honbun/ak31904311.html
- 宝塚市子ども条例 (平成19(2007)年3月制定)
http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ak31608891.html
- 小野市いじめ等防止条例 (平成19(2007)年12月制定)
http://www.city.ono.hyogo.jp/~somu/reiki/reiki_honbun/av40007411.html
- 尼崎市子どもの育ち支援条例 (平成21(2009)年12月制定)
http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/singikai/046kodomojourei/index.html

●関係機関等

- (1) 財団法人 日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/>
- (2) 外務省 外交政策 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko>
- (3) 国連NGO DCI(Defense for Children International)日本支部 <http://www.dci-jp.com/index2.html>

キーワード解説

▼ 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」では、児童を18歳未満の子どもと定義し、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定し、54条からなる。日本は平成6(1994)年に批准し、世界で158番目の条約締結国となった。平成21(2009)年末現在、193の国と地域により批准、締結されている。

▼ 「いじめ」

文部科学省は、いじめについて、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義している。そして、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととしている。

また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」ことは、いじめの態様の一つであるとしている。

▼ 子どもの貧困

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階における様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの不利を負ってしまうことをいう。経済協力開発機構(OECD)の国際比較によると、日本の18歳未満の子どもの貧困率は約14%であり、子どもの約7人に1人が貧困状況にあるとされている。

●世界の子どもの貧困率 (2000年代半ば)

国名	割合
デンマーク	2.7
スウェーデン	4.0
フィンランド	4.2
韓国	10.2
ギリシャ	13.2
日本	13.7
アメリカ	20.6

(OECD "Growing Unequal?" などより作成)

命の大切さ、命のつながりに向き合おう

関連する主な人権課題：子ども・女性

「生命」は、何にもかえがたい、この世で最も大切なものです。しかし、近年、自分が最も信頼すべき保護者からの暴力である児童虐待、配偶者・恋人などからの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）が増加し、被害者の生命が奪われるという深刻な事件も発生しています。

すべての人が、安全で安心できる家庭や社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 児童虐待の相談件数の推移を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・児童虐待の背景について、核家族化など、社会の変化と関連付けて考えてみましょう。
- ・児童虐待と「しつけ」の違いについて話し合ってみましょう。

(2) DVの相談件数の推移を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・被害の形態別内訳や被害者支援の内容について調べてみましょう。
- ・DVの被害者にも加害者にもならない、よりよい人間関係をつくるためには、何が大切かを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) こども家庭センターや男女共同参画センターなど、関係機関を訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・相談を受けるときに、留意していることを聞いてみましょう。
- ・自分の身の回りで、児童虐待やDVを見聞きした場合、どのように対処すればよいのかを聞いてみましょう。

(2) 乳幼児と触れ合うことができる、地域や学校の行事に参加してみましょう。

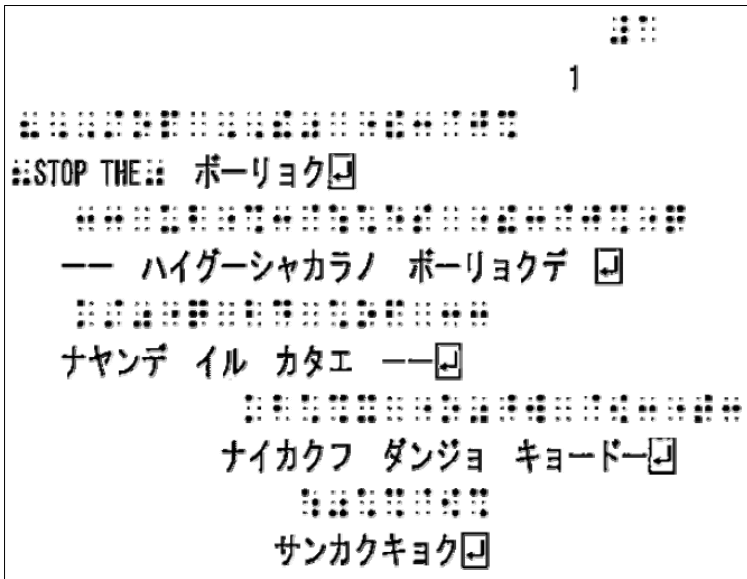
【ポイント】

- ・乳幼児の親に、子育ての喜びや悩み、どのような支援が嬉しかったのかなど、聞いてみましょう。
- ・育児体験をもとにして、誰もが安心して子育てができる地域づくりに向けて、自分たちに何ができるかを話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

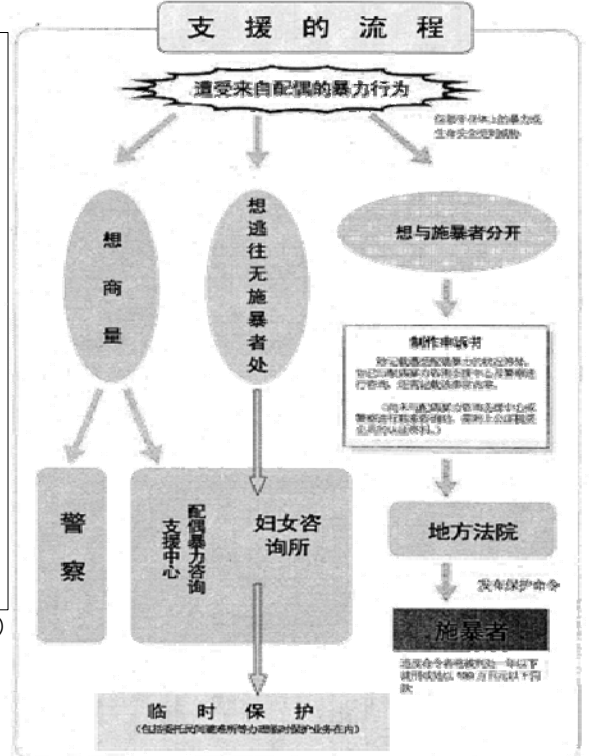
資料「STOP THE 暴力」点字版や「配偶者からの暴力の被害者へ(中国語)」など、様々なDV防止パンフレットが作成されている背景について話し合ってみましょう。

《「STOP THE 暴力」点字版》



(内閣府男女共同参画局)

《配偶者からの暴力の被害者へ(中国語)》



(内閣府男女共同参画局)

「子は親の鏡」

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる
とげとげした家庭で育つと、子どもは、乱暴になる
不安な気持ちで育てると、子どもも不安になる
「かわいそうな子だ」と言って育てると、子どもは、みじめな気持ちになる
子どもを馬鹿にすると、引っ込みじあんな子になる
親が他人を羨んでばかりいると、子どもも人を羨むようになる
叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思ってしまう
励ましてあげれば、子どもは、自信を持つようになる
広い心で接すれば、キレる子にはならない
誉めてあげれば、子どもは、明るい子に育つ
愛してあげれば、子どもは、人を愛することを学ぶ
認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる
見つめてあげれば、子どもは、頑張り屋になる
分かち合うことを教えれば、子どもは、思いやりを学ぶ
親が正直であれば、子どもは、正直であることの大切さを知る
子どもに公平であれば、子どもは、正義感のある子に育つ
やさしく、思いやりをもって育てれば、子どもは、やさしい子に育つ
守ってあげれば、子どもは、強い子に育つ
和気あいあいとした家庭で育てば、
子どもは、この世の中はいいところだと思えるようになる

(『子どもが育つ魔法の言葉』ドロシー・ロー・ノルト/レイチャル・ハリス：著 石井千春：訳 PHP 研究所)
※ 本文は出版社の許諾を得て掲載していますので、複製および、他への転載または送信を禁止します。

●相談機関

- 児童虐待防止 24時間ホットライン(兵庫県立こども家庭センター)
中央078(921)9119 姫路079(294)9119
川西072(759)7799 西宮0798(74)9119
豊岡0796(22)9119
- 神戸市こども家庭センター 078(382)2525
- 子どもの人権 110番 0120(007)110
- キッズライン 0120(786)810
- 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン (女性のための悩みの相談)
078(360)8551
- 兵庫県立女性家庭センター 078(732)7700
- 少年相談室「ヤングトーク」(兵庫県警) 0120(786)109
- ストーカー・DV相談電話(兵庫県警) 078(371)7830

●関係機関等

- (1) 内閣府 男女共同参画局
<http://www.gender.go.jp/>
- (2) 世界保健機構(WHO)
<http://www.who.or.jp/indexj.html>
- (3) 厚生労働省 児童虐待防止対策・DV防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>

キーワード解説

▼ 「児童虐待の防止等に関する法律」 [平成20(2008)年改正]

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童虐待の禁止、児童虐待の予防・早期発見、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援などを目的に制定された。この法律で、親や親にかわる養育者が、18歳未満の子どもに対して行う「身体的虐待」「性的虐待」「養育の拒否や放置」「心理的虐待」を児童虐待と定義づけている。

▼ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 [平成19(2007)年改正]

人権の擁護と男女平等の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため制定された。内閣府男女共同参画局は、「暴力」について、「身体的なもの」「精神的なもの」「性的なもの」という形態に分類している。「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」[平成21(2009)年改正]では、これに「経済的な暴力」を加えている。

▼ DVの影響

① 心的外傷後ストレス障害(PTSD)

一般には、地震や台風といった自然災害、航空機事故や鉄道事故といった人為災害、犯罪被害などの後に生じる特徴的な精神障害のことであるが、配偶者などから繰り返される暴力被害の後にも発症することがある。PTSDの症状としては、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を意識的または無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがある。

② DVが子どもに与える影響

DVは、暴力を目撃したことによって、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為である。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもある。

▼ ライフスキル

世界保健機構(WHO)は、個人の人権を擁護し、健康問題と社会問題を積極的に予防することによって幸福な生活を営むという観点から、平成5(1993)年に、「感情対処」など、10のライフスキルを定義し、個人が日常生活の欲求や難しい問題に対して効果的に対処できるように、適応的、前向きに行動するために必要な能力としている。

男女がともに輝く社会へ

関連する主な人権課題：女性

日本国憲法は、男女の平等を保障しています。しかし、社会には、性別による固定的な役割分担意識が残っているために、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できにくい状況や、自らの意思によって社会活動に参画する機会が十分に確保されていないなど、課題が指摘されています。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

- (1) 「保母」→「保育士」、「看護婦」→「看護師」など、職種の呼称が変更されたものがあります。これ以外にどのようなものがあるのか調べてみましょう。

【ポイント】

- ・呼称変更の前後で、職種の男女比はどのように推移しているのか調べてみましょう。
- ・職種の呼称が変更された背景について、話し合ってみましょう。

- (2) 男女共同参画に関する統計資料を集め、ワークライフ・バランスの視点から考察してみましょう。

【ポイント】

- ・女性の年齢階級別労働力率や育児に関する考え方は、他の国と比べて、どのような特徴があるのか調べてみましょう。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、自分たちに何ができるのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

- (1) 市役所などを訪問し、「女性のチャレンジ」を支援する取組について聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・市町の男女共同参画に関する条例や計画は、どのような町づくりをめざしているのか聞いてみましょう。
- ・地域における防災、観光、環境などの分野における「女性のチャレンジ」事例を調べてみましょう。

- (2) 私たちの日常生活において、性別により役割が固定化されたり、必要以上に区別されたりしていることがないか点検してみましょう。

【ポイント】

- ・学校、家庭、職場、地域社会に分けて、点検してみましょう。
- ・「性別によってあってもよい区別」と「性別によってあってはいけない区別」に分類してみましょう。

●ケーススタディ

田中幸夏さんは、兵庫県伊丹市の出身で、神戸が本拠地の女子プロ野球「兵庫スイングスマイリーズ」に所属しています。記事を読んで、「女性のチャレンジ」をテーマにして話し合ってみましょう。

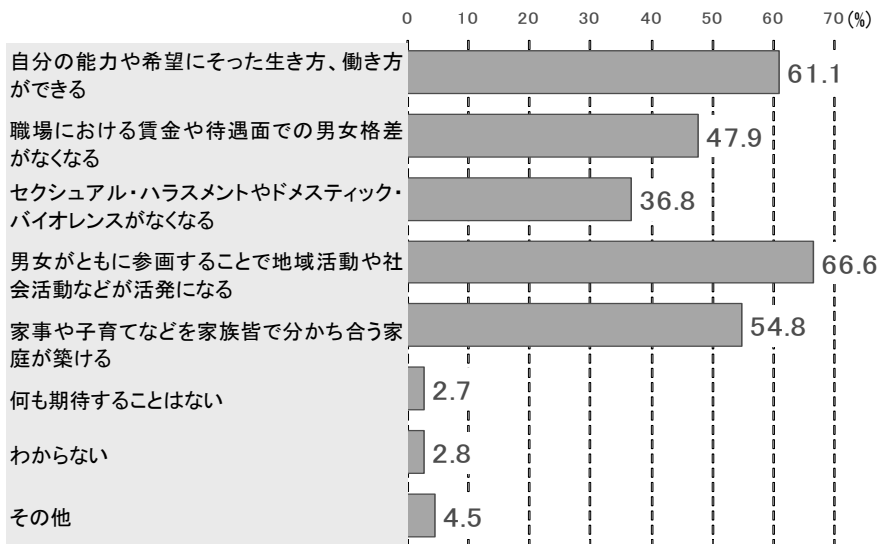


兵庫スイングスマイリーズHPから

幼稚園の頃から野球をやりたいと思っていた田中さんは、小学校に入るとすぐに地元の少年野球チームへ入団。「とにかく野球をするのが楽しくて!」と、中学校でも迷わず野球部に入部し、レギュラー捕手として活躍しました。ずっと野球を続けたい、という思いを持ちはじめた田中さんは、高校進学時にある決断をします。「高校に入っても、ずっと野球を続けたかったんです。そしてやるなら硬式野球を…」当時、女子硬式野球部がある高校は全国にわずか6校しかなかったため、田中さんは鹿児島県の高校への進学を決めました。そして念願の女子硬式野球部で野球を続けました。「女子だけの野球部で野球ができて楽しかったです。全国から集まってくるチームメートは技術も高いし、とてもいい経験になりました。2年の時には18歳以下の日本代表に選ばれ、ワールドカップに出場し、準優勝しました。

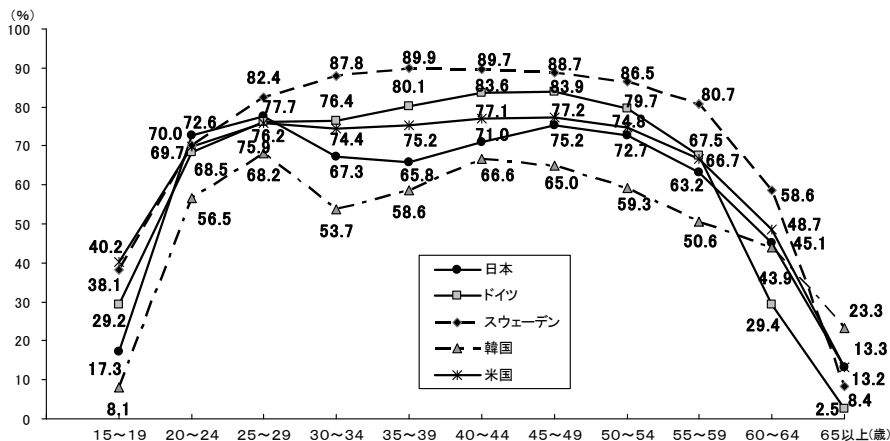
「プロ野球選手という新たな職業の選択肢ができたことで、夢や可能性が広がりました。死ぬまで野球を続けたいです」。

●男女共同参画社会に期待することは何か



(平成21年度兵庫県民モニター「第2回アンケート調査」結果概要より作成)

●女性の年齢階級別労働力率 (国際比較)



(備考) 1 「労働力率」とは、15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合である。
 2 米国の「15~19歳」は、「16~19歳」である。
 3 日本は平成21(2009)年、韓国は平成19(2007)年、その他の国は平成20(2008)年時点の数値である。

(「平成22年版 内閣府男女共同参画白書」より作成)

●関係機関

- (1) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- (2) 内閣府 男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>
- (3) 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン <http://www.hyogo-even.jp/>
- (4) 兵庫県立女性家庭センター http://web.pref.hyogo.jp/hw37/hw37_000000002.html

▼ 社会的性別 (ジェンダー) の視点

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見

などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

▼ ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できているかを測る基準であり、具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

キーワード解説

▼ ワーク・ライフ・バランス

働く人がそれぞれ「やりがいがある仕事」と「充実した個人生活や地域生活」の両方をうまく調和させ、バランスよく発展させていくという考え方のこと。

▼ M字カーブ問題

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあるとされている。

▼ 北京宣言及び行動綱領

[平成7(1995)年]

女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件であるとしたうえで、すべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的に、女性のエンパワーメント(力をつけること)に関する行動計画を定めたもので、第4回世界女性会議において採択された。

▼ 男女共同参画社会基本法

[平成11(1999)年]

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会である」と規定している。

また、「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」を推奨している。

▼ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

[平成18(2006)年改正]

職場で働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に向けて、性別による差別禁止の範囲を男性にも拡大するとともに、間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、事業主に対するセクシュアル・ハラスメント対策としての措置義務などが規定されている。

「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へ

関連する主な人権課題：高齢者

日本は、「超高齢社会」を迎えつつあります。一方で、社会の高齢化は、高齢者虐待や高齢者のいわゆる「孤立死」など、新たな問題を引き起こしています。

子どもから高齢者まで、様々な世代が支え合い、共に豊かで幸せに暮らせる社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 高齢者に対する固定的な見方（ステレオタイプ化された意識）が、偏見や差別につながっていないか、点検してみましょう。

【ポイント】

- ・「高齢者は…である」という固定的な見方を集めてみましょう。
- ・高齢者虐待など、高齢者に対する人権侵害の背景について話し合ってみましょう。

(2) 高齢者の自立や社会参加などを支援する取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・高齢者の豊かな経験や知識を活かす機会や役割について話し合ってみましょう。
- ・高齢者とかかわる仕事や高齢者支援に役立つ資格を調べてみましょう。

●活動課題

(1) 地域の高齢者向け施設や高齢者大学を訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・夢や生きがいなど、高齢者の思いや願いを聞いてみましょう。
- ・聞き取った内容をもとに、高齢者が住みやすい地域社会をつくるためのアイデアを出し合って、提言書を作ってみましょう。

(2) 地域の高齢者向け施設や支援組織などで、ボランティア活動に参加してみましょう。

【ポイント】

- ・介護や介助の心構えや基本的な技術を身に付けましょう。
- ・認知症サポーターなど、支援活動を行っている人から体験談を聞いてみましょう。

●ケーススタディ

記事を読んで、感想を話し合ってみましょう。

高齢者連載「好齢者たち」～長寿社会を生きる～ 第5部 生きがい探し ステージ 浴びる脚光 人生の妙薬

「バンザーイ」。人気バンドの曲に合わせ、50歳以上の「素人」たちがジャンプした。息が上がり、時に足がもつれるが、へこたれない。ミュージカル劇団「発起塾」。来年2月に公演を控え月2回、神戸校の塾生約10人が、1回2時間のレッスンに集まる。

現在、メンバー全員が女性。最年長の税理士三浦康子さん（84）＝神戸市北区＝は「長年、がむしゃらに働いてきたけど、今はレッスンの日をたぐり寄せる思いで待ってますねん」。発起塾は1999年に大阪で生まれ、今では全国8カ所に拠点がある。2000年の神戸校発足当時から在籍している浮田梢さん（65）＝尼崎市＝は「指導が厳しくても、せりふに詰まって恥ずかしくても、やめられない」と、仲間を引っ張る。

公演の台本は配られたばかり。劇団員の年末年始は「芝居一色」となりそうだ。

シニア劇団が活況を見せている。06～07年ごろに急増し、全国で60を超えるという。「シニア演劇web」を運営するフリーライター朝日恵子さん（48）＝大阪市＝は「昔かじっていた人もいるが、全くの未経験者が6割。自分を変えたいという気持ちの人が多い」。生涯学習や介護予防など、さまざまな側面があり、積極的に取り組む自治体もある。市民講座から生まれた大阪府箕面市の劇団は来年6月、アメリカ公演を予定。同年秋には同市などが、全国初の「国際シニア演劇フェスティバル」を計画している。

朝日さんが言う。「家族や社会のために生きてきた人たちが、文字通り脚光を浴びる。そこに拍手を送られることで、吹っ切れるものがある」

ステージそのものが、人生の「妙薬」となる。

スポットライトの中の高齢者たちは、音楽の世界でも健在だ。

週末の神戸・三宮。こぢんまりした地下のジャズバーでは、60～70代が中心の大御所「ザ・ビッグ・ディッパーズ」が隔週で出演している。

結成は47年前。「仕事より長く続けるとは思わなかった」とリーダー龍田季彦さん（70）＝神戸市長田区。震災後、鮮魚店はたたんだが、月2回の練習、数回のライブは欠かさない。

「同じ歌うんやったら、一生懸命やって、ハートにしみるような音楽をしたい」とは、ボーカルの石井順子さん（71）＝同市兵庫区。「80歳になっても今の高いキーを保ちたいわね」

ステージから、心地よい音色と軽妙なトークが放たれる。「好きなこと言うて、好きなようにやってる。これがディッパーズのええとこなんや」と常連客。ホールが一体感に包まれた。

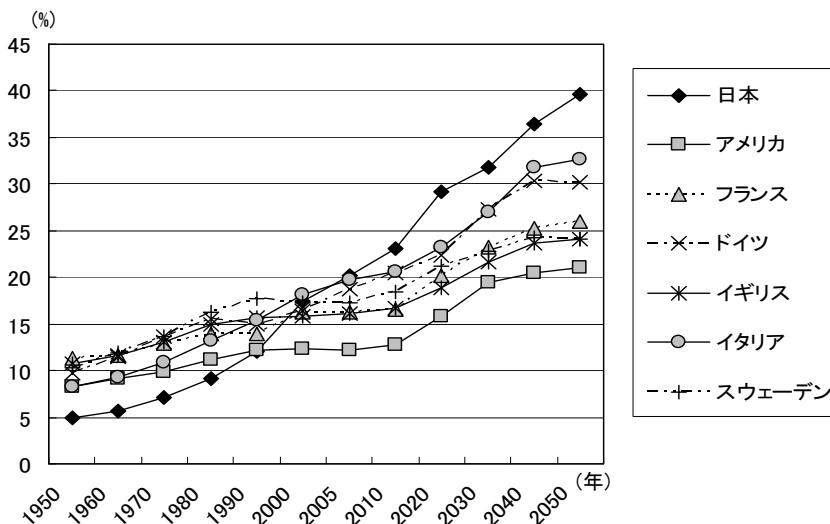
（神戸新聞 平成 21(2009)年 11月 13日付から）

●チェック・シート

高齢者に関する知識をチェックしてみましょう。

- 65歳以上の人の家庭の20%以上が、単独世帯である。
- 高齢者の半数以上が、過去1年間に地域活動に参加した経験がある。
- 家庭における高齢者虐待では、被虐待者の大半が女性である。
- 高齢者の勤労意欲は高く、65～74歳の30%以上が何らかのかたちで就労している。
- 近年の国民医療費のうち、高齢者の医療費は50%を超えている。

●主要国の65歳以上人口の割合（1850～2050年）



（「人口統計資料集 2009」国立社会保障・人口問題研究所より作成）

●「高齢運転者運転標識」（高齢運転者運転マーク）

もみじマーク	四つ葉マーク
<p>普通自動車を運転することができる免許を受けた年齢が70歳以上の人で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれのある人が表示する努力義務とされている。平成23(2011)年2月から、どちらの標識も使用ができる。</p>	

（警視庁）

●オレンジリング



（認知症介護研究・研修センター）

●関係機関等

- (1) 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）
<http://www8.cao.go.jp/souki/index.html>
- (2) 財団法人 長寿社会開発センター
<http://www.nenrin.or.jp/>
- (3) 財団法人 兵庫県生きがい創造協会
<http://www.h-ikigai.com/ikigai/>
- (4) 兵庫県社会福祉協議会
<http://www.hyogo-wel.or.jp/index.html>

キーワード解説

▼ 孤立死

孤立死の確立した定義はないが、「平成22年度版高齢社会白書」（厚生労働省）においては、「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような」事例を「孤立死（孤独死）」としている。

▼ 認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおり、普通の社会生活がおくれなくなった状態と定義されている。認知症の初期症状で最も多いのは「もの忘れ」であるが、その他、意欲・自発性の低下（やる気がおこらないなど）や、うつ症状、言葉の障害、注意力低下などがみられることもある。

▼ エイジレス・ライフ

高齢者が年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送ること、また、社会とのかかわりを持ち続けながら、楽しく充実した生活を送ること。

▼ 限界集落

過疎化などで65歳以上の高齢者が過半数を占め、集落の自治、生活道路や山林の維持管理、冠婚葬祭など共同体としての機能が衰え、消滅が危惧される集落をさす。

▼ 高齢化率

総人口に占める高齢者の割合をいう。世界保健機関（WHO）の定義では、65歳以上の人を高齢者としている。一般に高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、14%～21%を「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

▼ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成18（2006）年〕

高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、高齢者虐待を次のように定義している。

- ① 身体的暴力による虐待
- ② 性的暴力による虐待
- ③ 心理的障害を与える虐待
- ④ 経済的虐待
- ⑤ 介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待

▼ 高齢者のための国連原則

〔平成3（1991）年〕

基本原理として次の5つを規定し、各国政府が自国プログラムに取り入れるよう奨励している。

- ① 自立…高齢者は収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- ② 参加…高齢者は社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。
- ③ ケア…高齢者は家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。
- ④ 自己実現…高齢者は自己の可能性を進展させる機会を追求できるべきである。
- ⑤ 尊厳…高齢者は尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。

みんなが元気なユニバーサル社会をめざして

関連する主な人権課題：障害のある人・高齢者

障害の有無にかかわらず、自分の能力を十分に発揮し、生きがいをもって幸せに暮らすことができる社会の実現は、すべての人の願いです。しかし、現実には、障害のある人や高齢者の活動を制限する様々な障壁（バリア）があり、誰もが豊かに共生する社会が十分に実現されているとはいえません。

すべての人が安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会づくりに向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) ユニバーサルデザインに基づく製品を集めてみましょう。

【ポイント】

- ・製品を実際を使って、気づいたことを話し合ってみましょう。
- ・身の回りの物を取り上げ、誰もが使いやすい製品をデザインしてみましょう。

(2) 障害のある人の自立と社会参加を支援する取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・どのような人が、障害のある人の自立と社会参加を支援しているのか調べてみましょう。
- ・具体的な支援内容について調べ、自分たちに何ができるかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 地域の障害者施設などを訪問し、障害のある人にインタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・将来の夢や仕事に対する思いなどについて聞いてみましょう。
- ・困っていることや願いなどについて聞いてみましょう。

(2) 障害のある人の視点に立って、学校や地域を調査してみましょう。

【ポイント】

- ・どのような障壁があるか、ハード面・ソフト面に分けて調べてみましょう。
- ・調べたことをもとに、困っている人に声かけをするなど、自分たちにできることを実践してみましょう。

●ケーススタディ

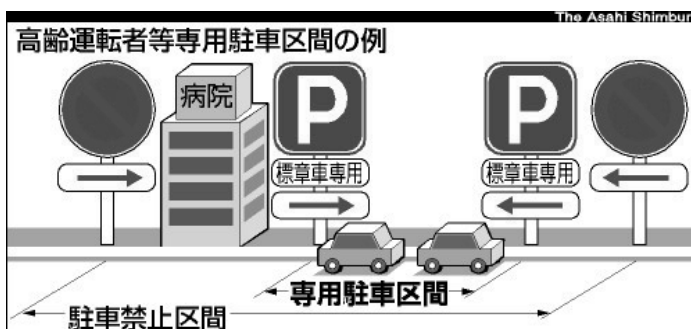
資料をもとに、「優先座席」が設けられた理由など、テーマを決めて話し合ってみましょう。



(神戸市営地下鉄)









(神戸市営地下鉄)



●チェック・シート

次のマークを知っていますか。

1	2	3
		
4	5	6
		
7	8	9
		

「わたしたちのできること～障害者権利条約の話～」

楽しいこう、が人生の合言葉さ
 ねえ、みんな聞いてよ
 愛することと信じることを合言葉にしよう
 命は情け深い神様からのおくりもの
 天と地のすべての生きとし生けるものへの
 障害がある友だちがいるなら
 安心できるようにそばにいてあげてよ
 人生楽しく、命を大事にするように言ってあげてよ
 絶望するのは臆病だと
 そして
 忍耐と決断とが勇気のしるしだって
 希望がぼくらの人生の目的
 やさしいほほえみがぼくらを一つにする
 人生に絶望はなく、絶望の中に人生はない

—イラク ジャン・メダット 13歳—

(ユニセフ 日本語訳 (財)日本障害者リハビリテーション協会から)

●関係機関等

- 兵庫県立特別支援教育センター
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~shogaiji-bo/>
- 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
<http://hwc.or.jp/rihacenter/>
- ひょうご発達障害者支援センター クローバー
<http://homepage3.nifty.com/auc-clover/>
- 発達障害情報センター（国立障害者リハビリテーションセンター）
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>
- 発達障害教育情報センター（国立特別支援教育総合研究所）
<http://icedd.nise.go.jp/>

キーワード解説

▼ ユニバーサル社会

年齢や性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことをいう。

▼ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことをいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトである。

▼ ノーマライゼーション

「障害のある人も家庭や地域とともに生活できる社会づくり」のことである。障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそノーマル（普通）であるという考え方は、今日、障害者をはじめとする福祉施策の基本理念となっている。

▼ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことをいう。

▼ 障害者基本法 [平成16(2004)年改正]

「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的理念」を定めるとともに、障害を理由とする差別禁止の理念を示している。また、12月3～9日を「障害者週間」と定め、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事を集中的に実施している。

▼ 発達障害者支援法

[平成20(2008)年改正]

発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定している。

▼ 障害者の権利に関する条約

[平成18(2006)年国連総会採択]

「障害のある人の基本的人権を促進・保護し、固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的に「社会への完全参加とインクルージョン（コミュニティに参画すること）」を原則の一つに掲げ、教育についても「あらゆる教育段階、生涯学習におけるインクルーシブな教育制度を確保すること」としている。

人権文化の創造に向けて

関連する主な人権課題：同和問題

同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国の責務であり、国民的課題として、多くの人々が取り組んできました。その結果、この問題にかかわる教育の二大課題である「教育上の較差の解消」と「差別意識の払拭」は、一定の成果を上げるに至っています。しかし、今日、結婚や就職にかかわる差別事象をはじめ、新たにインターネット上の差別的な書き込みなどの問題も起こっています。

同和問題を解決し、すべての人の自己実現と共生に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 教科書などを参考にして、歴史に見る差別されていた人々の豊かな文化や優れた技術について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・芸能や庭づくりなどについて調べてみましょう。
- ・皮革技術などについて、各時代の経済活動と関連付けて調べてみましょう。

(2) 同和問題の解決に向けての取組を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・全国水平社や水平社宣言を起草した西光万吉などについて調べてみましょう。
- ・同和問題の解決に向けて取り組んだ人たちの思いや願いについて調べてみましょう。

●活動課題

(1) 市役所などの人権教育・啓発を担当している窓口を訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・「人権文化をすすめる県民運動」への取組について聞いてみましょう。
- ・啓発資料や研修会、講演会の情報を提供してもらいましょう。

(2) 地域で、人権文化の創造に取り組んでいる人を訪ね、インタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・人権文化の創造に向けての思いや願いを聞いてみましょう。
- ・地域教材に関する情報を提供してもらいましょう。

●ケーススタディ

「同和問題の解決に向けて必要なこと」をテーマとして、グループ学習をしました。思いつくままにカードに意見を書いていったところ、次のような内容のカードがありました。あなたは、進行係として、意見をどのように整理しますか。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 学校で同和問題を教えない。 | <input type="checkbox"/> 学校で人権学習をしっかりする。 |
| <input type="checkbox"/> 何もしなくても自然になくなる。 | <input type="checkbox"/> 大人に意識を変えてもらう。 |
| <input type="checkbox"/> 差別を取り締まる法律をつくる。 | <input type="checkbox"/> 地名を変更する・まるごと移転する。 |
| <input type="checkbox"/> やさしさ・愛・思いやりの心を育てる。 | <input type="checkbox"/> マスコミがこの問題をきちんと取り上げる。 |

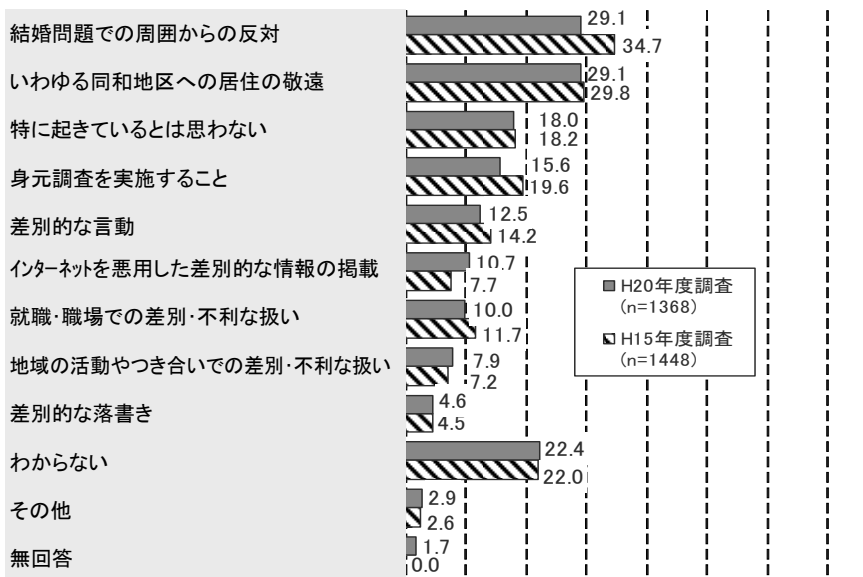
●チェック・シート

同和問題に関する今までの学習について、ふり返ってみましょう。

- 差別されていた人々の歴史を学習した。
- 同和問題の解決の歴史や、解決に取り組んだ人物について学習した。
- 同和問題が、今も残っていることを学習した。
- 同和問題を解決するために、自分が何をすればよいのかを学習した。
- 同和問題について全く知らない、学習したことがない。

●人権に関する県民意識調査

同和問題に関して、あなたは、今、どのような人権問題が起きていると思われますか。(〇は3つまで)



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

●「ニッポン 人・脈・記 差別を越えて② エイトと一歩 世界変わる」

昨年末の土曜日、大阪府の被差別部落で、新潟水俣病の患者の暮らしを追った映画「阿賀に生きる」の上映と講演があった。部落外からも参加者がたくさんあり、懇親会は夜遅くまで盛り上がった。

企画進行を務めた川崎那恵(27)は大阪市立大の学生時代から新潟の阿賀野川に通った。

「患者さんへの見方が変わりました。病を背負いながらも、仕事や遊びを楽しんでいる。それは私がルーツを持つ部落も同じです。いつも差別に泣いたり闘ったりしているわけではなく、楽しいこともうれしいこともある。一人ひとりの人間がいることを伝えたい。それを知れば、簡単に差別なんかできないと思うんです」。

大学の職員。週末には部落の内外でいろんな人と語り合う。

部落出身を意識したのは大学に入ってからだ。部落問題の講義があることを知り、「そういえば、うちも部落や」。

両親が大阪市の部落の出身。一時、父の部落で暮らす。「部落に住んでいたことを言ったらあかん」と母に口止めされた。

講義で部落の歴史や現状を学んだ。ショックだったのは受講生のアンケート。「生まれてくる子が差別されるかもしれないから部落の人とは結婚しないという考え方に共感できる」という学生が半数もいた。

「差別はまだあるんや。そう思うと、2年生になって出会った後輩たちに部落出身と言えなくなった。差別されるかもしれへん。一方で、言えないしんどさもわかってほしいから、軽く受け流されるのも嫌だった」。

やっと告げたのは、香川県の部落で合宿をした時。後輩たちが部落の人の話を真剣に聞いているのを見たからだ。

「部落出身を明かすことは一種の賭けなんです。相手がどんな反応をするかわからない。でも、エイトと踏み出さないと、部落のことをわかってもらえない。そんなザラザラ感が心の中にいつもあります」。

(朝日新聞 平成22(2010)年1月20日付から)

キーワード解説

▼ 人権文化

人権文化とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいう。

▼ 全国水平社 [大正11(1922)年]

部落の解放を目的に、京都岡崎公会堂に全国から約3,000名を集めて創立された。その中心となったのは、阪本清一郎、西光万吉、駒井喜作などの青年達であった。「人の世に熱あれ 人間に光あれ」で結ばれる「水平社宣言」は、日本最初の人権宣言と評価される格調高いものであった。また、兵庫県水平社も同年の11月に結成された。

▼ 日本国憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

▼ 同和対策審議会答申

[昭和40(1965)年]

同和問題を「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定し、早急な解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘した。この答申に基づき、昭和44(1969)年、同和対策事業特別措置法が制定され、全般的、総合的な行政施策が始まった。平成14(2002)年3月に特別措置法が終了した後は、一般施策としての対策が講じられるようになった。

▼ 人権教育基本方針

[兵庫県教育委員会 平成10年(1998)年]

「すべての人の自己実現と共生に向けて、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権という共通の価値に立脚し、また、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かし、『人権という普遍的文化』を構築することを目標に、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育を推進する」と、兵庫県の人権教育の基本方針を定めた。

▼ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 [平成12(2000)年]

人権尊重の理念に立ち、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別や人権侵害の現状を踏まえ、人権擁護を目的に、人権教育及び人権啓発に関する国や地方公共団体及び国民の責務を規定している。

▼ 兵庫県人権教育及び人権啓発に関する総合推進指針 [平成13(2001)年]

人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民すべてが互いを認め合いながらともに生きる「共生社会」の実現をめざして策定された。

豊かに共生する心をはぐくもう

関連する主な人権課題：外国人

兵庫県には、多くの外国人県民が居住しています。在日韓国・朝鮮人をはじめ、中国や東南アジアの人々のように、何代にもわたって日本で生活している外国人県民もいます。この人々に対する偏見や差別意識は、多くの人の努力により、かなり改善されましたが、まだ十分とは言えません。

国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣を尊重し、豊かに共生することができる社会に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 在日韓国・朝鮮人とよばれる人たちが日本で生活している理由について、歴史的経緯を踏まえて調べてみましょう。

【ポイント】

- ・在日韓国・朝鮮人が渡日した理由を調べてみましょう。
- ・在日韓国・朝鮮人の人数が、ある時期に急激に増加、減少した要因を調べてみましょう。

(2) 在日韓国・朝鮮人の人権にかかわる課題解決への取組を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・法律や制度の変遷について調べてみましょう。
- ・「スポーツ」など、テーマを決めて、課題解決への取組を調べてみましょう。

●活動課題

(1) 県内各地の「マダン」などに参加してみましょう。

【ポイント】

- ・イベントの企画や情報発信をしている人の思いや願いを聞いてみましょう。
- ・パンフレットなどから、学習資料として活用できる記事を探してみましょう。

(2) インターネットなどを利用して、「インドシナ難民」に関する資料を集め、現在の課題について話し合ってみましょう。

【ポイント】

- ・「姫路定住促進センター」の果たした役割などについて話し合ってみましょう。
- ・今後、どのような支援が大切なのかを話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

例を参考にして、県内各地に残る朝鮮半島にゆかりのあるところを調べ、感想を話し合ってみましょう。

《 県内各地に残る朝鮮半島にゆかりのあるもの（例） 》



【出石神社（豊岡市）とアメノヒボコ】

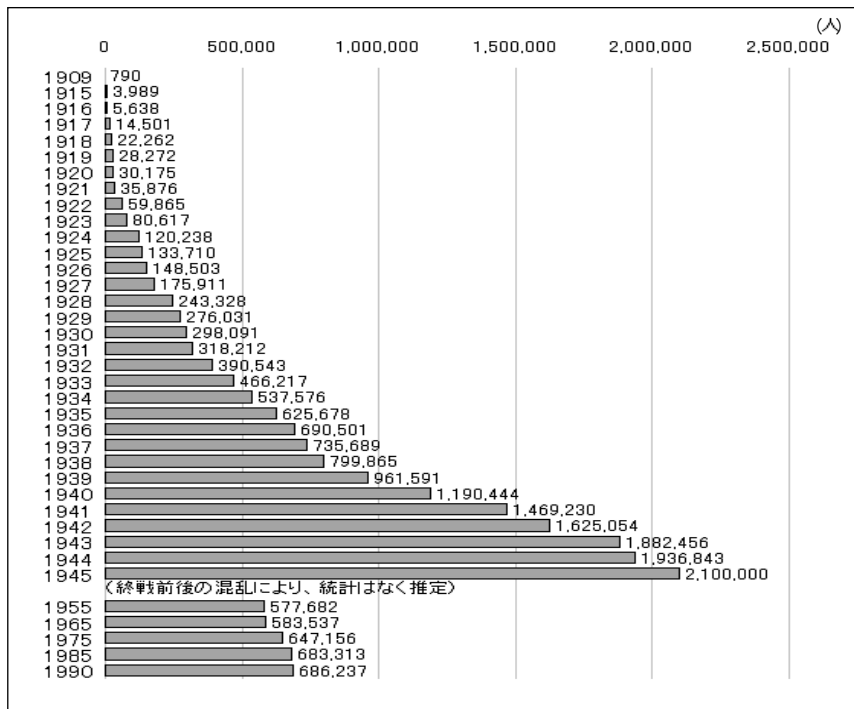
祭神は、天日槍命（アメノヒボコノミコト）。日本書紀には、「(新羅の王子である)『天日槍』は垂仁天皇の時代に播磨国にやってきた。その時持っていた『八種の神宝』を奉じたので、天皇から好きなどころに住むことを許された。そこで宇治川をさかのぼって近江国に入り、その後若狭国を巡り、但馬国に至り『出石』に居所を決めた」と記されている。当時の出石一帯は泥海だったが、天日槍は岩山を切り開いて濁流を日本海に流し、土地を豊かに造り変え、さらに鉄の文化を伝えることで殖産の興業に力を注いだと伝えられている。「八種神宝」は「出石八前大神」として天日槍命とともに祀られている。



【鶴林寺（加古川市）の朝鮮鐘】

高句麗の僧、恵便（えべん）は、物部氏ら排仏派の迫害を逃れて、播磨の地に身をかくした。聖徳太子は恵便を慕い、その教えをうけるため、この地を訪問し、のち、秦河勝（はたのかわかつ）に命じて三間四面の精舎を建立したのがこの寺のはじまりと伝えられている。鶴林寺の朝鮮鐘は甬（よう）どう筒状の突起をもつ銅鐘で、重要文化財となっている。鐘の牡丹唐草文様などは、高麗時代の様式が見られる。同じく重要文化財となっている鐘楼にあり、普段は外から見ることはできない。原則として、撞かれるのは除夜だけで、黄鐘調（おうじきちょう）の妙なる音で有名である。

●在日韓国・朝鮮人数の長期推移



(「アジアウェブ」第29号 アジア文化社出版 平成17(1995)年 から引用)

●関係年表

- 明治 43(1910)年 韓国併合 「土地調査事業」(～大正 7(1918)年)
- 大正 8(1919)年 三・一独立運動
- 大正 9(1920)年 産米増殖計画 (～昭和 9(1934)年)
- 昭和 13(1938)年 「国家総動員法」
朝鮮総督が渡日規制の緩和・撤廃を要請
- 昭和 14(1939)年 「国民徴用令」「朝鮮人内地移送計画」「創氏改名」
朝鮮における雇用制限の撤廃
- 昭和 16(1941)年 日本企業が朝鮮で自由に労働者を募集することを許可
太平洋戦争
- 昭和 17(1942)年 「朝鮮徴用令」
- 昭和 19(1944)年 「朝鮮徴兵令」
「朝鮮人内地渡航制限」の撤廃
- 昭和 20(1945)年 敗戦、日本の朝鮮統治終わる
- 昭和 21(1946)年 昭和 21(1946)年 3月までに帰還希望の在日朝鮮人 140 万人が帰国
- 昭和 22(1947)年 「外国人登録令」

●定期的開催されている主な「マダン」



- 3月 ふれあい芦屋マダン
- 7月 統一マダン神戸
- 11月 東はりまマダン
- 〃 宝塚民族まつり
- 12月 神戸オリニ・マダン

「マダン」とは広場の意味である。

韓国・朝鮮文化をより理解してもらうため舞踊や楽器演奏などがおこなわれ、会場ではチヂミ、キムチなどの屋台が建ち並ぶ。最近では、他の外国の文化も紹介されている。

キーワード解説

▼ 特別永住者

平成3(1991)年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格または当該資格を有する者。昭和20(1945)年以前から引き続き日本に居住している韓国・朝鮮人及び台湾人とその子孫のことをいう。

▼ 外国人登録法 [昭和27(1952)年]

施行以降、数度の改正の結果、平成4(1992)年に永住者及び特別永住者の指紋捺捺義務が撤廃され、平成11(1999)年には「指紋捺捺制度」自体が廃止されるに至った。永住者の登録確認(切替)も、3年ごとから、5年となり、現在では7年ごととなっている。さらに、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」の改正により、「外国人登録制度及び外国人登録証明書」を廃止し、新たに「特別永住者証明書」が交付されることが予定されている。

●朝鮮通信使

江戸時代の通信使は1607年から1811年まで、12回来日しており、そのうち11回は瀬戸内海を航行し、室津に寄港している。室津海駅館には、朝鮮通信使関連の資料が展示され、朝鮮通信使饗応料理を食べることもできる。

●「のじぎく兵庫国体」の開会式
平成18(2006)年



第61回国民体育大会の開会式イベントに、外国人学校の生徒たちが、初めて組織的に参加した。また、この大会から外国籍選手、監督の参加資格が大幅に緩和され、在日外国人に対してほぼ全面的に門戸が開放されることとなった。

多文化共生社会への虹の架け橋

関連する主な人権課題：外国人

近年のグローバル化の進展の中で、兵庫県においては、現在、約140カ国、10万人を超える外国人県民が居住しています。また、県内の公立学校には、約20カ国、3,700人を超える外国人児童生徒が在籍しています。しかし、日本語理解が不十分なことに加え、文化や生活習慣の違いなどが原因で、疎外感を感じるなど、様々な課題を抱えながら生活している外国人県民や外国にルーツをもつ県民も少なくありません。

すべての人が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 外国人県民の現状や課題について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・外国人県民の渡日理由を調べてみましょう。
- ・日本語理解が不十分なことにより、日常生活にどのような影響があるのかを調べてみましょう。

(2) 外国人児童生徒を支援する取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・兵庫県教育委員会の「子ども多文化共生サポーター派遣事業」など、日本語支援が必要な外国人児童生徒に対する取組を調べてみましょう。
- ・地域の国際交流協会や特定非営利活動法人(NPO)、ボランティアグループの活動について調べてみましょう。

●活動課題

(1) 地域の多文化交流フェスティバルやボランティア活動に参加してみましょう。

【ポイント】

- ・様々な国の料理を作ったり、衣装を試着したりしてみましょう。
- ・体験をもとに、地域の外国人県民との交流イベントを企画してみましょう。

(2) 駅やコミュニティセンター、避難場所などで、多言語の案内や掲示の設置状況を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・どのような情報が提供されているか、確認してみましょう。
- ・外国人県民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、自分たちに何ができるかを話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

幼いときに渡日し、県立学校を卒業した外国人生徒の手記とタイムラインを参考にして、「自己実現と共生」をテーマにして、話し合ってみましょう。

「人と違うこと」

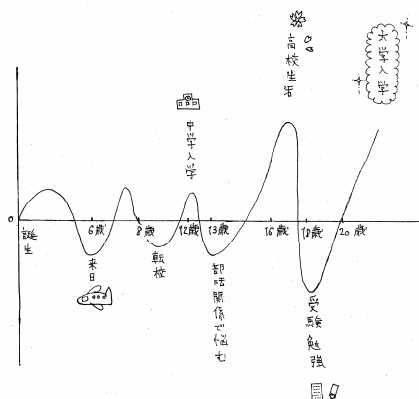
私は、ロシアに生まれ、6歳のときに日本に来た。小学校は普通の日本の学校に、中学・高校は6年一貫の学校に通った。この2種類の学校を経験したことが、私の考えを大きく変えた。

小学校のころ、特に大きな差別を受けるようなことはなかった。しかし、自分とまわりのちょっとした違いがずっと気になってきた。たとえばお弁当。みんなのお弁当には細かいおかずが数種類とご飯が入っていたのに対し、私のは、じゃがいも1品だけが入っているなど、みんなのお弁当とは全くちがっていた。それを見て驚かれるのがはずかしかった。また、街中でも「外人だ！」と指をさされるのが嫌で、髪を黒く染めようかと思うこともあった。とにかく、みんなと同じようになりたくて、自分だけ違うことを恥ずかしく思っていた。

その考えが変わり始めたのは、中高一貫校に入ってからである。そこには海外での滞在経験を持つ日本人や、外国人が集まった。パキスタン人が宗教の関係で断食をしたり、ペルー人のお弁当が日本のものとは全く違っていたりしたが、みんなそれを隠すことなく堂々としていて、お互いの違いを自然に受け入れていた。それを見ているうちに、それぞれの生まれ育った環境や文化、見た目は違うけれど、それは一つの個性であって、それを隠したり、無理に変えたりする必要はないのだと考えるようになった。

これからはますます国際化が進み、日本で生活する外国人が増えていけよう。もっとお互いを理解しあって、受け入れていく社会を作っていかなければならないと思う。

【タイムライン】

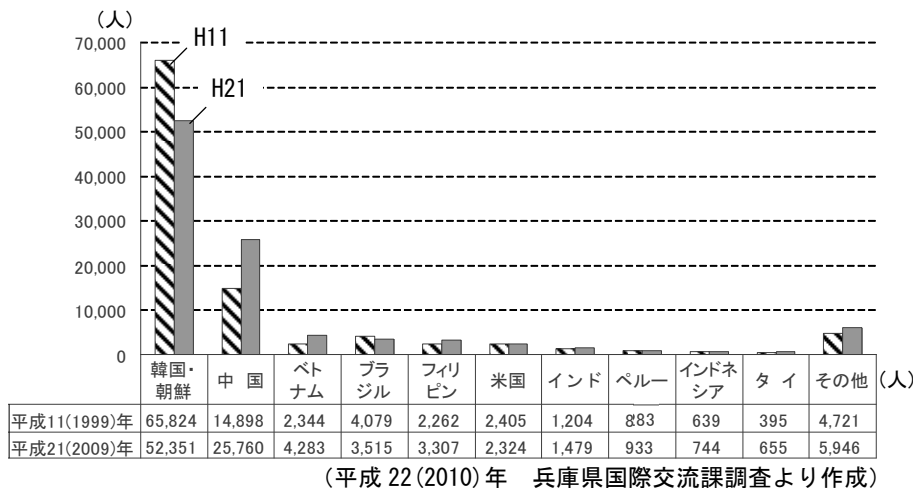


●子ども多文化交流フェスティバル 2007

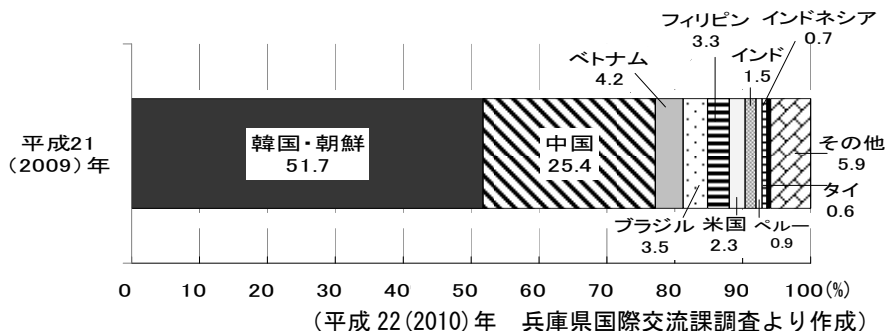


(クアドリーリアダンス (関西ブラジル人コミュニティ))

●県内の外国人登録国籍別人員数の推移



●県内の外国人登録国籍別人員割合 (平成21(2009)年)



●関係機関等

- (1) 子ども多文化共生センター
- (2) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA兵庫)
- (3) 公益財団法人 兵庫県国際交流協会
- (4) 神戸地方方法務局
- (5) 文部科学省 CLARINET

- <http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/>
<http://www.jica.go.jp/hyogo/>
<http://www.hyogo-ip.or.jp>
<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/frame.html>
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

キーワード解説

▼ アイデンティティ

「国・民族・組織などある特定集団に属しているという意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられる言葉。自分が自分である、というはっきりとした意識を持っている状態のことで、自分は、他の誰でもなく自分自身であり、現在の自分が何者であるかを自覚すること、自分を発見することを「アイデンティティの確立」という。

▼ 多文化共生

「多文化共生の推進に関する研究会」(総務省)は、その報告書[平成18(2006)年]において、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としている。

▼ 子ども多文化共生教育

「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」において、「『外国人児童生徒にかかわる教育指針』に基づき、すべての児童生徒が互いに尊重し合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心を培う子ども多文化共生教育を計画的・総合的に推進する」と示している。

▼ 外国人児童生徒にかかわる教育指針 [兵庫県教育委員会 平成12(2000)年]

外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に多様な文化をもった人々と共生するための資質と実践的な行動力を育成することを目的に策定された。

▼ 出入国管理及び難民認定法 [昭和26(1951)年]

出入国管理制度(日本国への入国・帰国、日本国からの出国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、入国管理局の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等)や「難民の地位に関する条約」「難民の地位に関する議定書」に基づく難民認定制度などを定めた法令。平成2(1990)年の改正により、外国人の在留資格が見直された。

未来をともに生きるパートナーとして

関連する主な人権課題：アイヌの人々

世界には、数多くの「先住民族」と呼ばれる人々がいます。アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語や宗教、文化をもってきた民族です。しかし、近代国家形成の過程の中で、土地政策や同化政策などにより、アイヌの文化は深刻な打撃を受けました。また、今日においても、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、結婚や就職、教育などにおいて課題が残っています。

多様な文化を尊重し合い、すべての民族が豊かに共生する社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) アイヌの歴史を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「近世以降の経済の発展が、アイヌ社会やアイヌ文化に与えた影響」など、テーマを決めて調べてみましょう。
- ・調べた内容を年表に整理してみましょう。

(2) 世界の先住民族について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・様々な先住民族に共通する課題について調べてみましょう。
- ・国際的な潮流を踏まえ、今後、先住民族に対して、どのような取組が大切であるかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) インターネットなどを活用して、アイヌ文化に触れてみましょう。

【ポイント】

- ・言葉や文様などに込められたアイヌの人々の思いや願いについて話し合ってみましょう。
- ・アイヌ文化を継承しようとしている人たちの思いや願いについて話し合ってみましょう。

(2) 身近な外国人と先住民族をテーマに、意見交換をしてみましょう。

【ポイント】

- ・アイヌの人々やアイヌ文化について説明してみましょう。
- ・意見交換を踏まえ、白地図に世界の先住民族や少数民族の分布を整理してみましょう。

●ケーススタディ

「ピリカノカ」の例を参考に、「先住民族と環境問題」や「多様性」などをテーマにして話し合ってみましょう。

国指定名勝「ピリカノカ」

アイヌの物語・伝承・祈りの場、言語に彩られた景勝地群を、アイヌ語で「ピリカノカ（美しい形）」と総称して保護する取組のことである。例えば、平成21(2009)年に指定された「黄金山（アイヌ語で『ピンネタイオルシペ』）」は、ユカラ（アイヌ口承神謡）に少年英雄として登場するポイヤウンペの拠点としての伝承をはぐくみ、この地のアイヌの人々を長く守護し続けたといわれる。

【黄金山（「ピンネタイオルシペ」）提供：石狩市】



【襟裳岬（「オンネエンルム」）平成 22(2010)年指定】



●「アイヌの人々について、どのような問題が起きていると思いますか？」（複数回答）

<input type="checkbox"/> 独自の文化や伝統の保存、継承が図られていないこと	29.4%
<input type="checkbox"/> 差別的な言動をすること	12.9%
<input type="checkbox"/> 就職・職場で不利な扱いをすること	9.4%
<input type="checkbox"/> 結婚問題で周囲が反対すること	8.2%
<input type="checkbox"/> 特にない・わからない	57.9%

（平成19(2007)年 内閣府 「人権擁護に関する世論調査」）

●アイヌ語の例

《先住民族サミット「アイヌモシリ2008」と「ニ風谷宣言」の紹介記事》

*Senzyû-minzoku utar anakne, kamuy tura aynu ene oka yak
pirka hi uturano uneno eyaykosiramsuypa kusu, ukoramuosma
wa oka ruwe ne.*

先住民族 ウタラ アナクネ、カムイ トウラ アイヌ エネ オカ
ヤク ピリカ ヒ ウトゥラノ ウネノ エヤイコシラムスイパ ク
ス、ウコラムオシマ ワ オカ ルウェ ネ。

先住民族たちは、神とともに人間がどのように生きるとよいかを共に似たように考えているので、意気投合していました。

※ 上段：ローマ字表記
中段：発音（「先住民族」という言葉はアイヌ語にないため、日本語表記している）
下段：日本語訳

（「アイヌタイムズ第46号」平成20(2008)年11月17日付 アイヌ語ペンクラブ発行）

《トヌペカ ランラン ちりゆきえのアイヌしんようしゅうより》



大正12(1923)年刊行『アイヌ神謡集』の「トヌペカ ランラン」に基づく。

ピパという川に住む貝が主人公で、小さな貝であってもカムイ（神）であり、粗末にするとそれなりの罰が当たるといふ訓戒話。

（アイヌ文化振興・研究推進機構HPから）

キーワード解説

▼ 「世界の先住民の国際年」

国際連合は、平成4(1992)年、「世界の先住民が直面している人権、環境、開発、教育、保護等の分野における諸問題解決のための国際的協力を推進することを目的」として、平成5(1993)年を「世界先住民の国際年」とする決議を採択した。また、これを受け、平成6(1994)年から10年間を「世界の先住民の国際10年」とした。

▼ 文化の多様性に関するユネスコ世界宣言 [平成13(2001)年]

生物における種の多様性が、自然にとって不可欠であるのと同様に、文化の多様性は、その交流・革新・創造性の源として、人類にとって不可欠なものであるという観点から、文化の多様性の擁護は人間の尊厳の尊重と切り離せない課題であるとしている。そして、文化の多様性の擁護は人権と基本的自由の擁護、特に少数民族に属する人々の権利や先住民族の権利の擁護の確約を意味するとしている。

▼ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 [平成19(2007)年]

先住民族及びその個人の権利及び自由について宣言しており、先住民族と国家あるいは国民の多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強調している。

▼ 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書 [平成21(2009)年]

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」[平成20(2008)年]などを受け、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し独自の言語や文化を育んできたアイヌの人々」と示し、アイヌの人々が「先住民族」であるとした。また、「近代国家形成過程の中で、土地政策や同化政策などにより、先住民族であるアイヌの文化は深刻な打撃を受けた」と指摘している。

●関係機関等

- (1) 北海道庁 環境生活部 アイヌ政策推進室
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/address/soshikizu/kannkyouseikatsu.htm#2>
- (2) 北海道教育委員会事務局 義務教育課
<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/>
- (3) 財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構
<http://www.frpac.or.jp/>
- (4) アイヌ民族博物館
<http://www.ainu-museum.or.jp/>
- (5) アイヌ文化交流センター
<http://www.frpac.or.jp/itm/jigyoo403center.html>

いま、自分たちにできること

関連する主な人権課題：HIV感染者・ハンセン病回復者等

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では、早期治療により確実に治癒し、後遺症も残りません。「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）」は、感染力が弱く、一般の生活の中では特定の条件が整わなければ感染しません。しかし、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、ハンセン病回復者やHIV感染者とその家族などに対する様々な差別が残っています。これらの課題を解決し、同じ過ちを繰り返さないためには、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) HIV感染者などに対する差別や偏見について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・歴史と現状について調べてみましょう。
- ・課題の解決に向けて、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

(2) ハンセン病回復者などに対する差別や偏見について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・歴史と現状について調べてみましょう。
- ・課題の解決に向けて、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 保健所や市役所などの関係部署を訪問し、新たな感染症などについて聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・新たな感染症などの特徴をまとめてみましょう。
- ・聞き取った内容をもとに、疾病予防について話し合ってみましょう。

(2) ハンセン病やHIV感染症に関する正しい知識を確認する「チェック・シート」を作成してみましょう。

【ポイント】

- ・グループで「チェック・シート」を交換して回答し、気づいたことを話し合ってみましょう。
- ・「チェック・シート」を「学校保健便り」などにより、発信してみましょう。

●ケーススタディ

資料を読んで、感想を話し合ってみましょう。

加西市出身の谷川秋夫さんは、ハンセン病を患い、14歳で岡山県にあるハンセン病療養所の長島愛生園に入所しました。次の手記は、平成15(2003)年、谷川さんが79歳のときのものです。

「80年を生かされて」（抜粋）

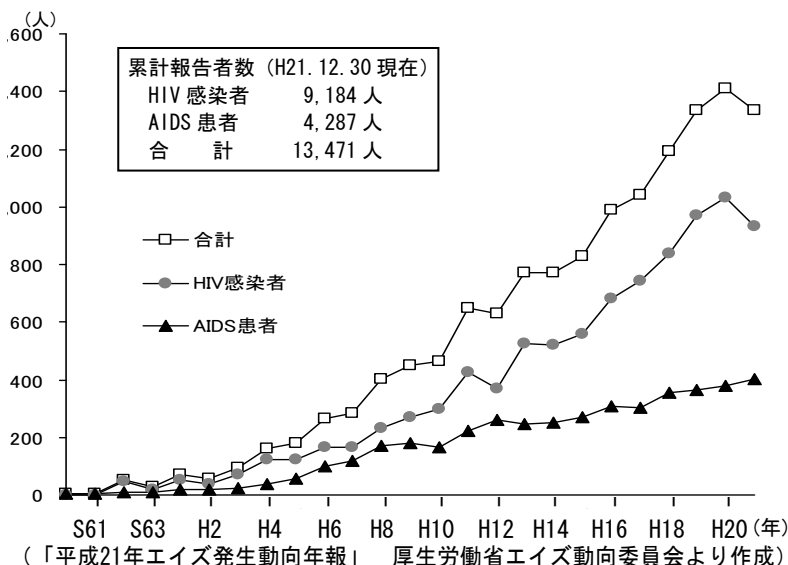
私は、今ではハンセン病も治ったものの、目も手も足も不自由という重度の後遺症を持っています。90年間のらい予防法が廃止され、3年前には違憲国家賠償請求訴訟^{※1}に勝訴し、療養所も随分明るくなりました。しかし、いまだハンセン病に対する差別・偏見が、特に高齢者層に根強く残っており、私たち回復者と家族は悲しい思いをしています。それを払拭するためにも、まず療養所を訪ねてほしい。正しくハンセン病を理解し、私たち回復者を故郷に「お帰りなさい」と言って迎えてほしい。もう20年もすれば、ハンセン病療養所は、また、私どもは地上から姿を消すでしょう。明日にでも会って、肩を叩き合いつつ語り合ったり、歌を歌い合ったりしようではありませんか。

なえし手に 手を添へもらひ わが鳴らす
鐘はあしたの 空にひびかふ^{※2}

※1 平成10(1998)年、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提起され、平成13(2001)年、原告が勝訴し、政府は控訴を断念した。「らい予防法」は、平成8(1996)年に廃止された。

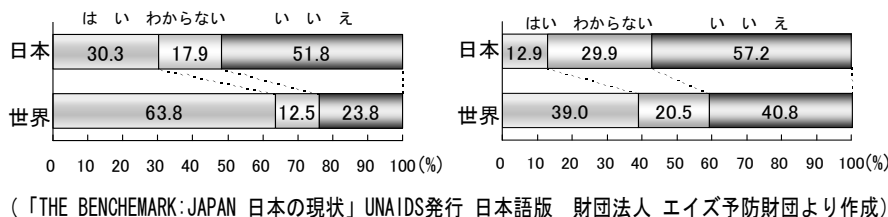
※2 谷川秋夫さん詠歌。平成5(1993)年の皇居での「歌会始の儀」における入選作品。

●日本のHIV感染者・エイズ発病者の推移



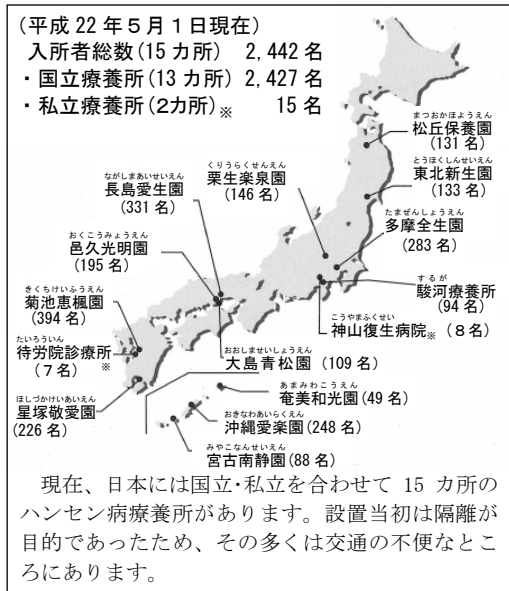
※ 報告者数が増加傾向にある背景として、HIV検査受診者数の低迷や人々の感染症に対する正しい知識の不足による濃厚接触、薬害エイズ問題などが関係していると考えられている。

●エイズは自分たちの国の問題だと思いませんか? ●エイズは自分たちの地域・コミュニティの問題だと思いませんか?



●熊本地裁判決の日に、原告が勝訴の感動を綴った詩 ●ハンセン病療養所

太陽は輝いた
90年、長い長い暗闇の中
一筋の光が走った
鮮烈となって
堅い巖を砕き
光が走った
私はうつむかないでいい
みんなと光の中を
胸を張って歩ける
もう私はうつむかないでいい
太陽は輝いた



キーワード解説

▼ ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」による細菌性感染症で、早期に適切な治療を行わないと、皮膚や末梢神経を侵し、皮膚に結節や斑紋などを生じさせ、また、末梢神経が侵されることから知覚障害や発汗障害を生じることもある。「らい菌」は感染力が弱く、非常に感染しにくい病気で、発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養状態などが関係するが、現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどない。また、ハンセン病は、優れた治療薬により後遺症を残すことなく治癒する感染症である。

▼ ヒト免疫不全ウイルス (HIV)

ヒト免疫不全ウイルスは、免疫のしくみの中心であるヘルパーTリンパ球(CD4細胞)という白血球などに感染し、からだを病気から守っている免疫力を破壊する。HIVによる感染が進むと、全身の免疫機構が破壊され、抵抗力がなくなり、さまざまな病気をおこす。このいくつかが合併して発病した状態を、後天性免疫不全症候群(AIDS)という。HIVは感染力が弱いので、一般の生活の中では、特定の条件が整わなければ感染しない。HIVへの感染は、HIV検査を受けることではじめて感染の有無を確認することができる。

▼ 薬害エイズ問題

1980年代に、主に血友病患者に対し、加熱などでウイルスを不活性化しなかった血液凝固因子製剤(非加熱製剤)を治療に使用したことにより、多数のHIV感染者及びエイズ患者を生み出した。

▼ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 [平成10(1998)年]

従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」及び「結核予防法」を統合して制定された。過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群などの感染症の患者などに対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓とし今後には生かすため、感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者などが置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者などの人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することを求めている。

●関係機関等

- (1) 国立ハンセン病資料館
- (2) 厚生労働省 ハンセン病に関する情報ページ
- (3) 国立感染症研究所 感染症情報センター
- (4) エイズHIV.

- <http://www.hansen-dis.jp/>
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
<http://aids-hiv.jp/>

インターネットの向こう側

関連する主な人権課題：インターネットによる人権侵害

情報社会が急速に進展する中、インターネットや携帯電話が普及し、誰もが多くの情報を自由に送受信できるようになりました。しかし、そこには、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する内容の情報も多数見られるようになり、今日的な課題となっています。

このような状況を踏まえ、現在、インターネットなどにかかわる様々な法整備や情報モラルなどに関する教育・啓発の取組が進められています。人権尊重の精神を基盤とした情報社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 情報モラルなどに関する今までの学習内容を整理してみましょう。

【ポイント】

- ・インターネットなどを利用するうえでのルールやマナーを整理してみましょう。
- ・インターネットなどにおけるトラブルの特徴を整理してみましょう。

(2) 「インターネットなどでのコミュニケーション」と「日常生活でのコミュニケーション」の違いについて話し合ってみましょう。

【ポイント】

- ・自分自身のコミュニケーションをふり返ってみましょう。
- ・よりよい人間関係を築くためには、コミュニケーションに際して、どのようなことに気を付ければよいのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 「ネットパトロール」など、インターネット上の人権擁護に取り組んでいる特定非営利活動法人(NPO)などに、電子メールを利用して質問してみましょう。

【ポイント】

- ・活動を通して、どのような苦労や喜びがあるのかを聞いてみましょう。
- ・活動している人の思いや願いを聞いてみましょう。

(2) 日本に在留する外国人の支援など、インターネットなどを利用して人権の視点からの取組を行っているNPOなどに、電子メールを利用して質問してみましょう。

【ポイント】

- ・インターネットなどの普及は、活動内容にどのような変化をもたらしたかのかを聞いてみましょう。
- ・人権が尊重された社会の実現に向けて、インターネットが果たす役割や可能性について話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

この書き込みを見たあなたは、どうしますか。グループで話し合ってみましょう。



あなたの学校の電子掲示板で、ある生徒の実名(Aさん)をあげて「複数の異性と交際している」という書き込みがありました。Aさんは、活発で正義感が強く、みんなから信頼されていましたが、Aさんから意見された生徒など、クラスにはAさんのことをあまり良く思っていない者もいました。

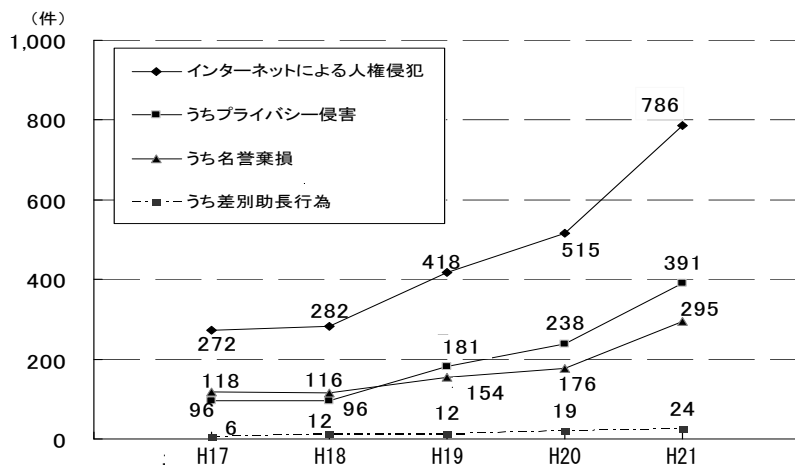
この掲示板には、すぐにAさんを誹謗中傷する書き込みがされるようになり、中には、Aさんになりすまし、相手を挑発するような書き込みまでされるようになりました。

●自分自身が管理に留意すべき個人情報

基本的な情報	名前(家族の名前)、住所(郵便番号)、電話番号(FAX、携帯、PHS番号)、性別、顔写真、年齢、国籍、出身地、電子メールアドレスなど
生活・社会における情報	家族構成、家庭状況、居住状況、通っている学校名(学校の住所)、学校の出席番号、成績、学歴、趣味、保護者の職業・勤務地など
経済活動における情報	預金額、取引銀行名、口座番号(暗証番号)、クレジットカード番号、保護者の資産・預金・借金などの金銭にかかわる情報全般、プロバイダに接続する際のパスワードなど

(「子どもたちに関する個人情報項目例」 財団法人 コンピュータ情報教育センター「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」から)

●インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



〔平成 21 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)〕法務省より作成

キーワード解説

▼ 個人情報の保護に関する法律

〔平成17(2005)年〕

「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図らなければならない」ことを基本理念に制定された。

▼ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

〔平成14(2002)年〕

プロバイダなどに対し、人権侵害情報の発信者(掲示板などに書き込んだ人)の氏名やメールアドレス、住所などの情報開示を請求することや発信者に対して民事訴訟を起したり、刑事告発を行うことができる権利を定めている。プロバイダ責任制限法とも言う。

●はなまる人権学校



(政府公報オンラインから)

●人権啓発ビデオ&DVD「あの空の向こうに」



私たちが普段何気なく使っているケータイやインターネットが、ある日突然、「凶器」に変わってしまいます。ケータイやインターネットによる人権侵害は、いつ、だれの身に起きても不思議ではない深刻な問題です。だれもが被害者に、そして加害者にもなり得るのです。

このドラマは決してケータイやインターネットを敵視するものではありません。文明の利器を凶器に変えるのも、傷ついた心を癒すのも「人」なのです。本当の意味での心のつながりとはどういうことかを改めて見つめ直し、お互いに「思い」を交わし、心の寄り添うようなコミュニケーションを図ることの大切さと、家族の果たす役割にも気づかせます。

インターネット等の利用にあたっての人権意識・人権感覚の重要性や人と人とのふれ合い・語り合いの大切さを訴え、こころ豊かなコミュニケーション社会をめざして、このドラマを制作しました。

(平成 21 年度 人権啓発ビデオ&DVD 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会から引用)

●関係機関等

- (1) 政府広報オンライン「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために」 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>
- (2) 法務省 人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
- (3) 財団法人 コンピュータ教育開発センター <http://www.cec.or.jp/CEC/>
- (4) 財団法人 兵庫県人権啓発協会 <http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて

関連する主な人権課題：働く人の人権

日本国憲法は、勤労の権利を保障しています。しかし、日本の社会構造・就業構造の変化などを背景にして、非正規就業や所得格差の問題、職場でのハラスメント（嫌がらせ）など、働く人の人権にかかわる新たな課題が生じています。

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた社会を実現していくためには、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

- (1) 労働基準法など、「働く人の人権」にかかわる法律などを調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「職業安定法」などが制定された背景を調べてみましょう。
- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」などが、制定された背景を調べてみましょう。

- (2) 「働く人の人権」について、今日、何が問題になっているのかを調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「長時間労働」など、就業にかかわる課題を調べ、課題の背景について話し合ってみましょう。
- ・「パワー・ハラスメント」など、職場での人間関係に関わる課題を調べ、課題を解決するためには、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

- (1) 高校生就業体験事業などの機会を利用して、事業所における「職場環境づくり」の取組を聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、どのような取組が行われているのかを聞いてみましょう。
- ・話をもとに、ディーセント・ワークについて話し合ってみましょう。

- (2) 地域で、非正規就業者の人権を様々な形で支援している特定非営利活動法人(NPO)などを訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・どのような支援が必要とされているのかを聞いてみましょう。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）などの公的機関との支援内容の違いについて聞いてみましょう。

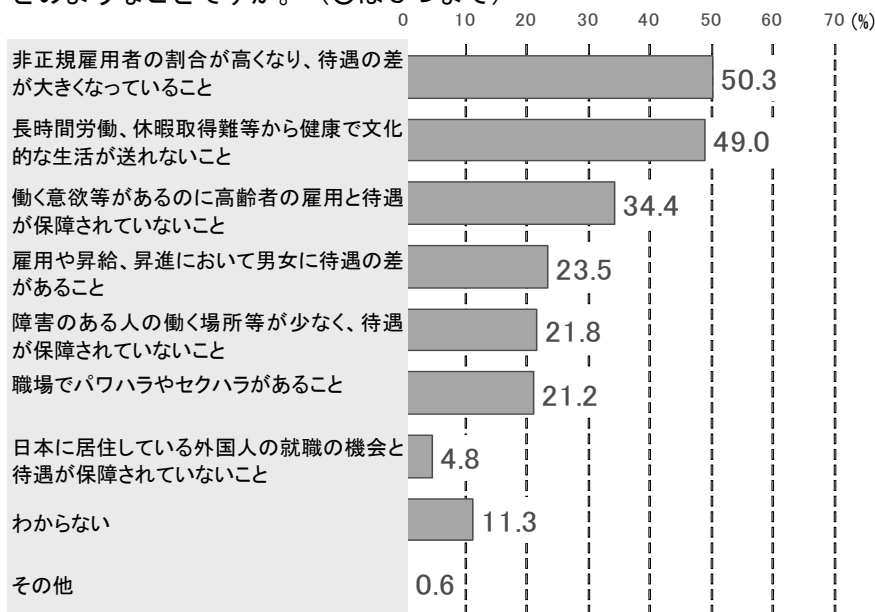
●ケーススタディ

「労働や仕事に関する今日的な課題」をテーマに調べ学習をし、それをもとにグループで話し合いをしたところ、次のような意見が出ました。あなたの考えは、どの意見に近い内容ですか。

- A 職業を経済活動と関連づけてとらえることも必要だが、社会参画や自己実現などの視点から、多面的にとらえていくことも大切だと思う。
- B ワーク・ライフ・バランスは、高校生活で例えるなら、「勉強と部活の両立」「大学受験と恋愛の両立」のようなものだから、本人のやる気次第で解決する問題だと思う。大切なのは、高校生の中に、自分の勤労観や職業観を確立することだと思う。
- C 企業の倒産やリストラなど、やむを得ない事情で失業した人も少なくないから、セーフティ・ネットの在り方など、福祉政策の視点からの議論が大切だと思う。
- D 今後の少子高齢化の進行を考えると、労働力の確保は国の存続にかかわってくる問題だと思う。ワーク・ライフ・バランスの問題は、日本の未来と地域の活性化にとって重要だと思う。
- E 世界的な経済状況や外国人労働者の問題などを取り上げ、国際的な視点からアプローチすることが大切だと思う。

●人権に関する県民意識調査


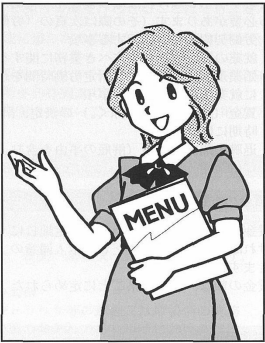
働く人の人権について、あなたが最近特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

●高校生等を使用する事業主の皆さんへ


高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

高校生等 18 歳未満の年少者を、夏休み等にアルバイト等として使用する場合にも、労働基準法等の法律を守られなければなりません。

特に、年少者を深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）に使用することは原則として禁止されています。

事業主の皆さんはもとより、生徒や周囲の皆さんもこのことについて十分留意しましょう。


厚生労働省

●関係機関等

(厚生労働省)

- (1) 厚生労働省 労働基準情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>
- (2) 厚生労働省 総合的な労働政策・労使関係
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/index.html>
- (3) 内閣府 仕事と生活の調和推進室
<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

キーワード解説

▼ 労働基本権

日本国憲法では、第 27 条において「勤労権」を保障するとともに、第 28 条において、労働三権として「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」を保障している。

▼ 国際労働機関 (ILO)

世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国際連合の専門機関であり、国際基準を設定する条約及び勧告を国際労働総会で採択することを機能の一つとしている。

▼ ディーセント・ワーク

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）について、厚生労働省は以下のように整理している。

- ①働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること。
- ②労働三権などの働くうえでの権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること。
- ③家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティー・ネットが確保され、自己の鍛錬もできること。
- ④公正な扱い、男女平等な扱いを受けること。

▼ 「ISO26000」

ISO（国際標準化機構）が平成22(2010)年に発行した国際規格の一つであり、様々な組織の社会的責任（SR）に関する手引である。社会的責任の7つの中核主題の一つとして、「人権」が設定され、「人権を守るためには、個人・組織両方の意識と行動が必要」「直接的な人権侵害だけでなく、間接的な影響にも配慮し、改善する」と示されている。

▼ 労働基準法 [昭和 22 (1947) 年]

労働者が人間らしい生活を営むための労働条件の原則を定めた法律である。

平成 22 (2010) 年、長時間労働を抑制し、労働者の仕事と生活の調和がとれた社会の実現という視点から改正が行われた。

第 1 条 労働条件は、労働者が入るに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない

▼ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

[平成 22 (2010) 年]

平成 19 (2007) 年の「憲章」「行動指針」策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「ディーセント・ワーク」や「新しい公共」などの新しい概念や考え方を盛り込んだ。「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の 3 つの姿として、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方、生き方が選択できる社会」を提示している。

公正な採用選考に向けて

主な内容：就職と人権について

日本国憲法は、「職業選択の自由」「就職の機会均等」を保障しています。
 しかし、企業などの採用選考において、本人の適性や能力、意欲以外のことが採用条件とされる就職差別が、現在も残っています。

公正な採用選考に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「採用選考時に配慮すべき事項」が定められた背景を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・過去の就職差別の事例について調べてみましょう。
- ・採用選考時の不適切な質問などに対して、どのように対応するべきかを進路指導担当の先生に聞いてみましょう。

(2) 学校に保管されてある求人票を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・進路指導担当の先生に、求人票の見方を聞いてみましょう。
- ・求人票から受ける事業所の印象とホームページなどの会社概要などから受ける印象を比べてみましょう。

●活動課題

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）などを訪問し、担当者から話を聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・公正な採用選考に向けた取組について聞いてみましょう。
- ・経済状況などの社会情勢が採用選考に与える影響について聞いてみましょう。

(2) 地域の事業所を訪問し、人事担当者の話を聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・企業はどのような人物を採用したいのかを聞いてみましょう。
- ・新入社員の印象や新入社員に期待していることを聞いてみましょう。

●ケーススタディ

「近畿統一応募用紙」と過去の「社用紙」を比べて、「社用紙」の問題点を話し合ってみましょう。

近畿統一応募用紙

履 歴 書			写真をはる位置 (30×40mm)
平成 年 月 日現在			
ふりがな		性別	
氏名		印	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)		
ふりがな	〒		
現住所			
ふりがな	〒		
連絡先			

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	入学
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	

資 格 等	取得年月	資 格 等 の 名 称	
趣 味 ・ 特 技		校内外の諸活動	
志 希 望 の 動 職 機 種			
備 考			

(近畿高等学校統一用紙 その2 平成19年度改定)

● 「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～

○適性・能力に関係のない事項を応募用紙・面接・作文などによって把握すること
《本人に責任のない事項の把握》

- ① 「本籍・出生地」に関する事
- ② 「家族」に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 「住宅状況」に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 「生活環境・家庭環境など」に関する事

《本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握》

- ⑤ 「宗教」に関する事
- ⑥ 「支持政党」に関する事
- ⑦ 「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧ 「尊敬する人物」に関する事
- ⑨ 「思想」に関する事
- ⑩ 「労働組合・学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪ 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

○身元調査・合理的必要性のない採用選考時の健康診断を実施すること

《採用選考の方法》

- ⑫ 「身元調査など」の実施
- ⑬ 「全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)」の使用
- ⑭ 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

(厚生労働省・兵庫県・公共職業安定所)

●以前使われていた事業所独自の採用選考応募書類（社用紙）

履 歴 書																																															
ふりがな	性 別	男 ・ 女		写 真																																											
氏 名	生 年 月 日																																														
ふりがな	ふりがな																																														
旧 姓	筆頭者氏名	印																																													
本 籍 地																																															
現 住 所																																															
連 絡 先																																															
卒業予定校																																															
資格免許																																															
賞 罰																																															
得意な学科				苦手な学科																																											
クラブ活動				特技・趣味																																											
性格の長所				性格の短所																																											
読書の傾向				愛 読 書																																											
尊敬する人				信 仰 宗 教																																											
支持政党				購読新聞																																											
親友氏名				交友関係 男 人・女 人																																											
会社内知人																																															
志 望 動 機																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>家族氏名</th> <th>性 別</th> <th>生年月日</th> <th>年 齢</th> <th>続 柄</th> <th>職業(勤務先)</th> <th>身体状況</th> <th>生死別理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								家族氏名	性 別	生年月日	年 齢	続 柄	職業(勤務先)	身体状況	生死別理由																																
家族氏名	性 別	生年月日	年 齢	続 柄	職業(勤務先)	身体状況	生死別理由																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住居の実状</th> <th>持 家</th> <th>借 家</th> <th>借 部 屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭の収入</td> <td colspan="3">月平均 円</td> </tr> <tr> <td>資 産</td> <td>家屋 (坪)</td> <td>田 (反)</td> <td>山林 (町)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畑 (反)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				住居の実状	持 家	借 家	借 部 屋	家庭の収入	月平均 円			資 産	家屋 (坪)	田 (反)	山林 (町)		畑 (反)			居住地付近の地図																											
住居の実状	持 家	借 家	借 部 屋																																												
家庭の収入	月平均 円																																														
資 産	家屋 (坪)	田 (反)	山林 (町)																																												
	畑 (反)																																														
上記の記載に誤りがあった場合は採用を取り消されても異存はありません 保護者氏名 印																																															

キーワード解説

▼ 統一応募書類

高等学校の新規卒業者の採用時に使用される就職応募書類に関して、近畿高等学校進路指導連絡協議会は、昭和45(1970)年に就職差別につながるおそれのある項目を排除した「近畿統一応募用紙」を作成し、それを使用する取組を行った。そのことが全国的に広がり、労働省（現厚生労働省）及び文部省（現文部科学省）は、昭和48(1973)年に全国高等学校長協会の定めた「全国高校統一応募書類」を使用するよう通知した。平成9(1997)年に本籍欄・家族構成・色覚欄・胸囲欄、平成17(2005)年に保護者氏名欄などがそれぞれ削除された。

▼ 採用選考時に配慮すべき事項

(厚生労働省・兵庫県・公共職業安定所)

応募者の基本的人権を尊重すること、応募者の適性・能力のみを基準として行うことを、採用選考の基本的な考え方として示し、これに基づき「就職差別につながるおそれのある14事項」を示している。

▼ 自由権と社会権

自由権とは、国家が個人の領域に対して、権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定を保障する権利のことで、精神的自由権、経済的自由権、身体的自由権がある。

社会権とは、社会的、経済的弱者が、人間に値する生活を営むことができるように、国家に積極的な配慮を求めることができる権利のことで、生存権、教育を受ける権利、勤労権、労働基本権などがある。

●兵庫労働局職業安定部長、兵庫県教育長から事業主への依頼（抜粋）

平成22年度高等学校新規卒業予定者の就職応募書類等について

外国籍の生徒、父母又はそのどちらかのいない生徒や経済的に恵まれない生徒などの就職についても、不利にならないよう御配慮をお願いします。

特別支援学校高等部卒業生など、障害のある生徒の就職については、能力、特性を考慮し新たな職業開発も含めて、より積極的に適切な雇用の場が与えられるよう御配慮をお願いします。

※ その他、「男女雇用機会均等法」を踏まえ、「高等学校新規卒業予定者を対象とした募集も男女不問求人とし」、「男女双方に対する差別的取扱いがないよう依頼している。

(平成22(2010)年6月)

●関係機関等

- (1) 厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/>
- (2) 兵庫労働局
<http://www.hyogo-roudoukyoku.go.jp/>
- (3) ハローワークインターネットサービス
<http://www.hellowork.go.jp/>

自分の心を見つめてみよう

主な内容：結婚と人権について

「結婚の自由」は、日本国憲法で保障されています。しかし、今日、人々の価値観や生活様式の多様化が進む中で、結婚に対する考え方や意識も多様になっています。一方で、結婚に際しては、利害関係が生じると、心に潜む偏見や差別意識が現れやすいという一面もあります。

結婚に関する学習を通して、自分の心を見つめ直し、これから生きていくうえで、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 結婚にかかわる様々な統計資料を集めてみましょう。

【ポイント】

- ・初婚年齢や離婚率、国際結婚などについて調べてみましょう。
- ・統計の推移は、社会情勢の変化や法整備とどのような関係があるのか考えてみましょう。

(2) 結婚についての自分の考えをまとめてみましょう。

【ポイント】

- ・結婚年齢や結婚後のライフスタイルなど、自分自身に関することと、結婚相手に求める条件に分けて整理してみましょう。
- ・自分の考え方に、周囲や世間から影響を受けたところがないかを自己チェックしてみましょう。

●活動課題

(1) 日常生活や結婚式などの冠婚葬祭にかかわる風習や慣例などについて、周囲の大人がどのような意識でいるのか聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・風習や慣例の合理性について考えてみましょう。
- ・風習や慣例が残る背景について話し合ってみましょう。

(2) 結婚にかかわる様々な偏見や差別意識が存在する理由について、話し合ってみましょう。

【ポイント】

- ・結婚差別とは、どのようなことをいうのか話し合ってみましょう。
- ・結婚差別をなくすためには、自分たち一人一人が何をしなければならないのかを話し合ってみましょう。

●ケーススタディ

《統計資料》を用いて、「結婚と人権」をテーマにグループで話し合いをしたところ、次のような意見が出ました。あなたは、進行係として、どのように話し合いを進めますか。

《統計資料》

回答者 ※ 25歳 複数回答 34歳	結婚しない理由		結婚できない理由		
	男性	女性	男性	女性	
まだ若すぎる	6%	2%	適切な相手にめぐり合わない	45%	49%
必要性を感じない	32%	32%	異性とうまくつきあえない	11%	7%
仕事(学業)にうちこみたい	20%	19%	結婚資金が足りない	27%	16%
趣味や娯楽を楽しみたい	22%	19%	住宅のめどがたたない	7%	5%
自由や気楽さを失いたくない	30%	33%	親や周囲が同意しない	3%	5%

(平成17(2005)年「結婚と出産に関する全国調査」国立社会保障・人口問題研究所より作成)

- A 「理想の相手」なら、わかりやすいのですが、「適切な相手」とはどのような意味か疑問に思います。
- B 結婚は本人の意思でできるはずだと思うのですが、「親や周囲が同意しない」理由が気になります。
- C 「結婚資金」「住宅」という言葉をヒントにして、景気や就業形態の変化など、社会情勢との関連を確認してから、話し合いを進めた方が、意見が出ると思います。
- D 「仕事にうちこみたい」や「自由を失いたくない」と考える若者が多いことから、若者のライフスタイルと関連付けて考えることが大切だと思います。
- E 結婚という制度のあり方について話し合うことも大切だと思います。

●「人として」

- 世間体とは、世間の人に対する対面や見栄のことを言います。「おかしいな」「良くないことだな」と疑問に思っても、世間体や多数意見に流され、そのままにしてしまうことはありませんか。それは、世間の人々とのつながりを大切にするとという大事な面もありますが、差別や人権侵害を許してしまうことにもつながります。
- 私たちは、誤った情報や誹謗・中傷などのうわさ話を「ここだけの話」として伝えあってはいませんか。「ここだけの話」として伝えられる内容は、人の陰口や不確実な情報が多く、人権侵害につながる可能性もあることを自覚する必要があります。
- 日ごろは「差別は絶対にしない」と思っている人でも、自分や親しい人の結婚や居住地を選ぶ時になると、差別意識が表れることがあります。それは、私たちの心の中に、同和問題に対する無理解やマイナスイメージが残っているからです。
- 私たちは、不安を感じたり不満がたまったりしたときに攻撃的になり、相手を見下げた言動をとることがあります。しかし、だれもがみんなそのような言動をとるわけではありません。何か目標を見つけ前向きに努力している人は、心も豊かになり人にも優しくなれ、相手を傷つけたりしないものです。このような努力は自分自身を成長させ、他の人との関係を豊かにもします。



キーワード解説

▼ 日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

▼ 六曜

先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口からなる「日の吉凶」に関する迷信。「結婚式は大安に挙げる」、「葬儀は友引にはしない」が特に流布している。

例：旧暦1月1日＝「先勝」、2月1日＝「友引」など。

●コラム「正平調」

正平調

異性を好きになり、相手に気持ちを告げるときは不安や高ぶりを想像できない人はいないだろう。では告白するとき、自分が生まれた所を、どう話すか悩む若者の気持ちを想像できるだろうか◆季刊誌「ひょうご部落解放」の近刊が、被差別部落に生まれ育った青年たちの思いを特集している。常に差別を感じているわけではない。それでも、学校や会社で部落への偏見に接し、動揺した経験をそれぞれが語る◆25歳の会社員。つき合っている彼女の彼女がいる。部落出身と伝えようかどうかわからない。もし話して交際がうまくいかなかったら。そう思うと怖い。「急に足元がふっと消えるような、揺るぐような」◆32

歳の公務員。出会った人に、まず自分を明かすことに否定的だ。「『それでもいいか?』と、自分を卑下してしまうように嫌」◆彼らの声に接し、兵庫県などによる昨年の県民意識調査を思い出した。「結婚相手が同和地区の人と分かった場合どうする」との質問への回答は「意思を貫き結婚する」48%▽「家族や親類の反対があれば結婚しない」10%▽「絶対結婚しない」5%▽「分からない」32%↑だった。結果を紹介するのにためらいもある。数字だけを見て差別する側に加わる人はいないか、と◆偏見に目をふさがれ、一人の人間として見ない。そのことが与える痛みや苦しみを想像しながら数字を触れ、そう思った。

(「神戸新聞」平成 21(2009)年 9月 6日付から)

●関係機関等

- (1) 内閣府 白書等 国民生活白書 <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/index.html>
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>
- (3) 政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001028897>

震災の教訓を次世代の子どもたちへ

主な内容：防災と人権について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,400を超える尊い命が犠牲になりましたが、一方で、人と人とのつながりや支え合いにより、救われた命も数多くありました。しかし、震災から15年以上が経過し、震災を知らない世代も増えてきました。

命の大切さやボランティア活動の意義を理解し、安全で安心できる社会の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 災害に強い安全な地域づくりに向けて、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

【ポイント】

- ・地域住民が取り組むべき課題について調べてみましょう。
- ・自分たちに何ができるのかを話し合ってみましょう。

(2) ボランティア活動について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・ボランティア活動に参加するときの心構えや注意点について調べてみましょう。
- ・高校生が参加できるボランティア活動を調べてみましょう。

●活動課題

(1) 防災の視点から、地域を点検してみましょう。

【ポイント】

- ・家から避難場所までの経路やハザード（危険の原因・危険物・障害物）を調べてみましょう。
- ・調べたことをもとに、家族で話し合ってみましょう。

(2) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」などの施設を訪問し、震災の教訓を語り継ぐ取組をしている人にインタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・活動を始めた動機など、本人の思いや願いを聞いてみましょう。
- ・震災の教訓を語り継ぐために、自分にできることを実践してみましょう。

●ケーススタディ

県立舞子高等学校環境防災科の卒業生、筒井公美さん（震災当時4歳）が、在学中（平成20年度）に書いた手記（抜粋）を読んで、感想を話し合ってみましょう。

「震災からの贈り物」

一瞬にして全てを失った。

震災から13年が経ち、今では風化という言葉を目にするようになってきた。だが、震災で学んだこの想いや経験を、更にこれから語り継ぎ、継承し続ける事が大切である。決して風化なんてさせない。

私が覚えていることは、ほんのわずかな事だけだ。

なんでやろう？ 何であんな大きな地震があつて大変だったのに、何で、そんなに記憶がないの？ と小さかった震災当時の自分に少しあきれた。

私が、震災当時住んでいたのは、火事の被害が一番大きかった長田区だ。火の粉は垂水区まで飛んできたというほど、火事の被害が凄まじかったそうだ。

私は、今もその長田に住んでいる。

(中略)

ボランティアでいろんな所へ出て発表をし、いろんな経験をした。

その他にも、授業の一環として、小学生と一緒に安全マップ作りを出前授業で行った。今では、震災を経験していない子どもが増え、その怖さを知らない。だからこそ、子どもたちに防災の大切さを伝えていくべきだと感じた。

何よりも、阪神・淡路大震災で学んだ教訓を震災からの贈り物だと思い、無駄にしたいくはない。私たちのように防災を学んでいる人たちが、これから、もっともっと発信していくべきだと思っている。

(後略)

●チェック・シート

阪神・淡路大震災に関する知識をチェックしてみましょう。

- 地震の名称は、「平成7（1995）年兵庫県南部地震」である。
- 地震の規模は、マグニチュード 7.3、震度7（阪神間及び淡路島の一部）である。
- 震源地は淡路島北部、震源の深さは16kmである。
- 地震の特徴は、「都市直下型地震」である。
- 死者数は6,400名以上、負傷者は40,000名以上である。
- 家屋被害（全半焼壊）は、約250,000棟である。
- 避難所数は1,153カ所、ピーク時の避難者数は約317,000名である。
- 被害総額は約10兆円である。
- ライフライン復旧完了は、電気1月23日、都市ガス4月11日、水道4月17日である。
- ボランティア活動には、1日平均約20,000名（1月18日～2月17日）が参加した。

- 平成7（1995）年1月17日の阪神・淡路大震災で倒壊した高速道路
- 平成21（2009）年8月の台風第9号災害に際し、被災地で災害復旧ボランティアを行う高校生



（提供：県立佐用高等学校）



（提供：県立上郡高等学校）

キーワード解説

▼ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられている。なお、病人、旅行者のほか、例えば、災害で負傷した人、眼鏡などを失った人などもなんらかのハンディキャップがあると考えられ、災害時の状況に応じて柔軟な対応が求められる。このように、災害時要援護者の範囲については、必ずしも固定的、画一的にとらえられない面もある。

▼ 災害文化

自然災害と共に暮らしてきた経験や教訓をもとに、暮らしを守るために先人が遺した知恵や工夫、営みなどの集積であるもの。防災教育支援の基本的な考え方の一つに、「災害文化」の再評価・発展・浸透による新しい「災害文化」の構築がある。

▼ 県立舞子高等学校環境防災科

[平成14（2002）年設置]

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、自然環境や社会環境とのかかわりを視点に据えて、人間としての在り方生き方を考える防災教育を推進するため、全国に先駆けて設置された。

▼ 震災・学校支援チーム(EARTH)

平成12（2000）年に結成された、防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた教職員チーム。他府県などにおいて震災などがあれば、その要請に基づき、被災地の学校の教育復興、被災児童生徒の心のケアなどを支援する。主な活動実績は以下のとおりである。

- 平成16年度 新潟県中越地震
- 平成17年度 スマトラ島沖地震
- 平成19年度 新潟中越沖地震
- 平成20年度 四川大地震
- 平成21年度 平成21年台風第9号災害

▼ 「ひょうご安全の日を定める条例」

[平成17（2005）年]

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」と定めた。

●関係機関等

- (1) 兵庫県ボランティア協会
- (2) 日本赤十字社 兵庫県支部
- (3) 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター
- (4) 北淡震災記念公園（フェニックスパーク）

- <http://www.hyogo-vo.org/>
- <http://www.hyogo.jrc.or.jp/>
- <http://www.dri.ne.jp/>
- <http://www.nojima-danso.co.jp/aboutpark.php>

「つながり」に気づき、自分から始めよう

主な内容：地球環境と人権

従来型の開発は、物質的な豊かさをもたらす一方で、環境破壊や貧富の格差拡大、人権侵害など、多くの問題を生み出してきました。将来の世代を含む世界中の人々が、安心して暮らせる社会を構築するために、環境保全、経済開発、社会発展をバランスよく保つ、新しい開発が必要とされています。しかし、多くの人があるのに、社会はなかなか変わらないという現状があります。

「地球市民」として、「持続可能な社会」の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 地球温暖化に関するデータや資料を集めてみましょう。

【ポイント】

- ・国際連合の活動など、地球温暖化防止に向けた地球規模での取組を調べてみましょう。
- ・地球の気温変化の推移と産業革命などによる生活の変化を時間軸で整理し、関連付けてみましょう。

(2) 生物多様性保全に関するデータや資料を集めてみましょう。

【ポイント】

- ・生物多様性の危機について、環境問題、特に、地球温暖化との関連から考えてみましょう。
- ・地域の里山やため池など、生物多様性保全の活動が行われている所を調べてみましょう。

●活動課題

(1) 「高校生就業体験事業」などの機会に、「循環型社会」の実現に向けた事業所の取組を聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・話をもとに、「企業の社会的責任（CSR）」について考えてみましょう。
- ・「持続可能な社会」の構築と職業との関連について話し合ってみましょう。

(2) 地域で、「持続可能な社会」の実現のために活動している人や活動を支援している組織などを訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・活動している人の思いや願い、活動内容を聞いてみましょう。
- ・話をもとに、「地球市民」として自分たちの「地球憲章」を作ってみましょう。

●ケーススタディ

記事を参考にして、エネルギー問題などの地球環境問題が自分たちの日常生活にどのような影響を与えるのかを話し合ってみましょう。

《 地球温暖化防止をーポートタワーや姫路城も消灯ー 》

夏至の21日夜、地球温暖化防止のため環境省が呼び掛ける「ライトダウンキャンペーン」が全国で実施された。兵庫県内では、明石海峡大橋や姫路城など観光名所のほか、民間企業のオフィスなど約2,500カ所が照明を落とした。

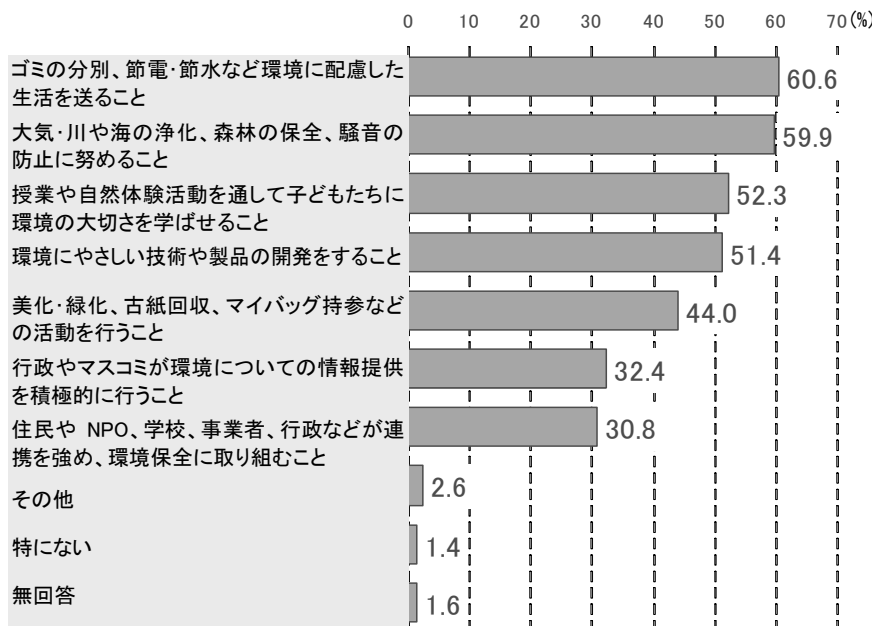
通常はライトアップされている施設が照明を消すことで、多くの電力を使っていることを実感するのが狙いで、2003年に始まった。年間を通して夜が最も短い夏至と、七夕の7月7日の午後8～10時に消灯を呼び掛けている。

神戸市中央区の神戸港では、神戸ハーバーランド・モザイクの観覧車や周辺のホテルなどが一斉に消灯。神戸ポートタワーは省エネルギーの発光ダイオード（LED）も消して、つかの間のやみ夜を演出した。

（神戸新聞Webニュース 平成22（2010）年6月22日付から）

●人権に関する県民意識調査

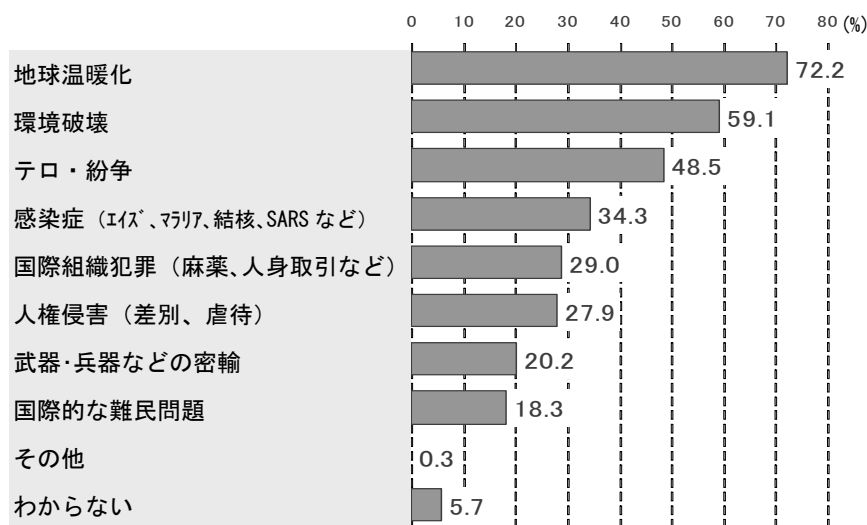
私たちが「健康で文化的な生活」を送るために、環境に配慮しながら自然と共生していくことが求められています。そのために、現在、あなたはどのようなことが特に大切だと思われませんか。（複数回答）



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

●地球規模問題に関する意識調査

次にあげる地球環境問題のうち、日常生活の中であなたが深刻に感じている問題は何ですか。この中からいくつでも選んでください。（複数回答）



(平成17(2005)年 外務省)

●自然との共生【コウノトリ】



県立コウノトリの郷公園及びその周辺では、コウノトリを核にして、人と自然が共生する地域づくりが進められている。

キーワード解説

▼ 人間環境宣言 [昭和47(1972)年]

「国連人間環境会議」で発表された宣言である。自然のままの環境と人によって作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要であり、現在及び将来の世代のために、人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標であるとした。

▼ 持続可能な開発

昭和62(1987)年に、「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「われら共有の未来」において提起された概念で、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」を意味する。その取組にあたっては、環境保全や資源の過剰利用の抑制の視点とともに、貧困の克服、保健衛生の確保、質の高い教育、性・人種による差別の克服等への配慮が必要とされている。なお、平成17(2005)年からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、持続可能な社会の実現に向け、国際的な取組が行われている。

▼ 3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。「環境型社会形成推進基本法」[平成12(2000)年]では、優先順位を①「Reduce : リデュース(減らす)」②「Reuse : リユース(繰り返し使う)」③「Recycle : リサイクル(再資源化)」とした。「新兵庫県環境基本計画」[平成14(2002)年]では、「Refuse : リフューズ(不要ものの受取拒否)」、「Repair : リペア(修理して使う)」を加えた、「5R」生活の推進が提唱されている。

▼ 気候変動に関する国際連合枠組条約

[平成4(1992)年]

世界は、国際連合のもと、「人間環境宣言」を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを究極の目的として、本条約を採択した。

▼ 生物の多様性に関する条約

[平成4(1992)年]

世界は、国際連合のもと、「人間環境宣言」や「環境国際行動計画」等を踏まえ、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、生物資源を持続可能な方法で利用すること、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分することを目的として、本条約を協定した。

これに基づき、日本では「生物多様性基本法」[平成20(2008)年]が制定された。

●関係機関等

- (1) 独立行政法人 国立環境研究所
<http://www.nies.go.jp/>
- (2) 財団法人 環境情報普及センター(EIC)
<http://www.eic.or.jp/eic/>
- (3) 環境省
<http://www.env.go.jp/>
- (4) 財団法人 ひょうご環境創造協会
<http://www.eco-hyogo.jp/>

心の中に平和の灯を

主な内容：平和と人権について

20世紀には、世界を巻き込む二度の戦争が勃発し、世界の平和と人権に重大な影響を与えました。人類は、このような惨禍を教訓にして、世界の平和を維持するために国際連合を設置し、様々な取組を進めてきました。しかし、冷戦時の軍備拡張競争は平和に対する脅威を生み、冷戦終結後の急激なグローバル化の進展は、新たな紛争や貧困などの人権問題を生みつつあります。

人類の平和と共存に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「平和と人権」を守るための取組や活動について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「国連ミレニアム開発目標」(MDGs)など、国際連合の取組を調べてみましょう。
- ・「日本フェアトレード委員会」など、特定非営利活動法人(NPO)の活動内容を調べてみましょう。

(2) ノーベル平和賞の受賞者と受賞理由を調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「グラミン銀行」や「国境なき医師団」などの受賞理由を調べてみましょう。
- ・自分たちの「平和賞」の選定基準を話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 海外青年協力隊などで活動している人や活動を支援している施設などを訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・活動をしている人の思いや願いをインタビューしてみましょう。
- ・平和の実現に向けて、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

(2) 「平和」をイメージする写真や資料を集めてみましょう。

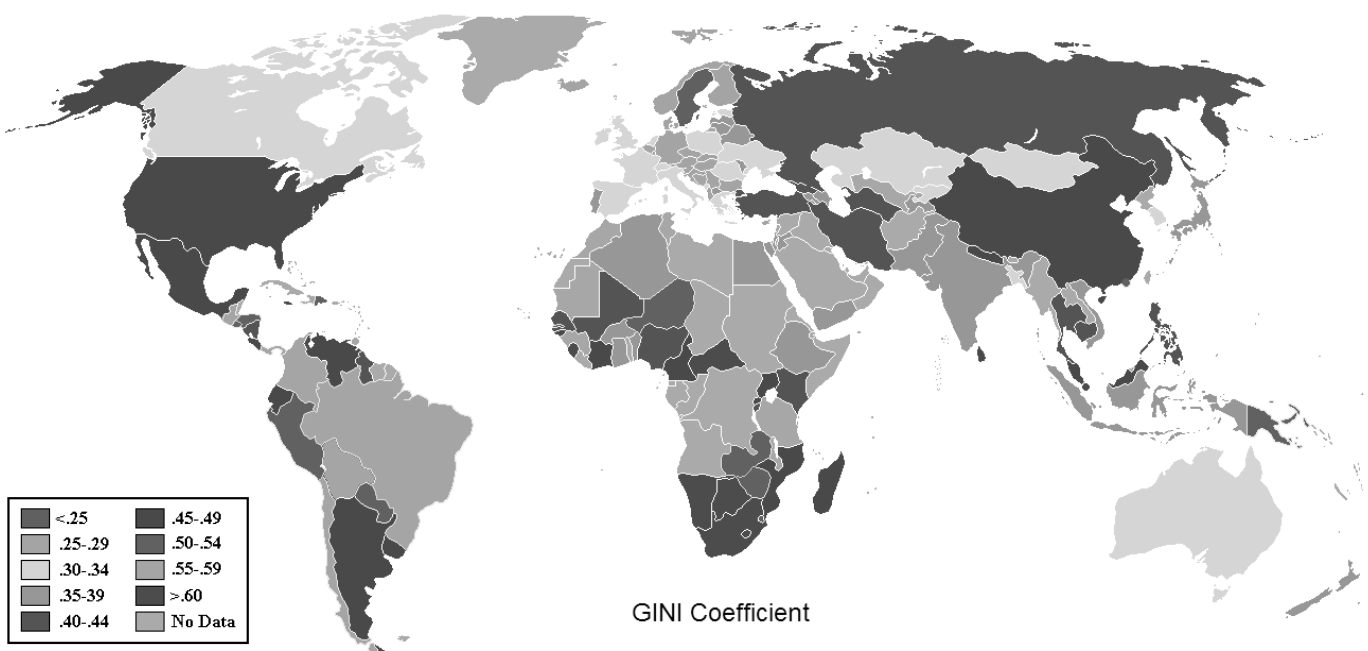
【ポイント】

- ・集めた資料をもとに、平和の実現に向けて、自分たちにできることは何かを話し合ってみましょう。
- ・自分たちの「平和宣言」を作成してみましょう。

●ケーススタディ

資料1 資料2 をもとに、難民問題の背景について話し合ってみましょう。

資料1 《 世界各国のジニ係数※ 》



※ジニ係数…社会における所得配分の不平等を測る指標。

(Source : CIA-The World Factbook 2009)

資料2 《 難民の出身国分布 》



●どんな気持ちでしょうか？



どんな気持ちでしょうか？

ちょっと想像してみてください。家族や友人に囲まれ、ずっと平和に暮らしてきたあなたの生活が、もし、突然すべて変わってしまったとしたら……

長年の隣人同士が、一夜にして憎みあうようになる。道路を戦車が走り回り、いつも乗っていたバスが燃えている。追撃砲を打ち込まれた家を見る陰もなく、教会の鐘の音もロケット弾の轟音にかき消されてしまう。

突然、見なれた人や物が消え、愛する人まで失ってしまった。たとえ、運よく生き残れたとしても、気がつくや異国の地で途方にくれて

いる。あなたは「難民」になったのです。

どんな気持ちでしょうか？「難民」といっても、あなたや私たちとなんの違いもありません。ただ、彼らは何もかも失っただけ。私たちの助

けを一刻も早く必要としているのです。

そこでみなさんの一つだけ、お願いしたいと思います。もし、あなたが難民に出会ったら、ほんの少しの間、彼らの境遇を思いやって微笑みかけて下さい。知らん振りをしてはいけません。

ささいなことに見えるでしょうが、難民にとってはこのうえもない支えとなるのです。

UNHCRは人道機関として、その活動は、世界各国からの拠出金によって支えられています。そして現在、世界で約2000万人の人々に援助の手を差し伸べています。



UNHCR

このシンボルを支えるのはあなたです

国連難民高等弁務官事務所

(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR))

キーワード解説

▼ 難民

「難民の地位に関する条約」では、戦争や政治的・宗教的迫害から逃れるために、自らの意志とは無関係なところから生じる危険によって、住んでいた土地を離れざるを得なかった者などと定義している。日本では、このような「条約難民」のほか、インドシナ難民などを受け入れている。

▼ 人間の安全保障

国連開発計画 (UNDP) の平成6 (1994) 年度版「人間開発報告」で初めて公に取り上げられた概念で、安全保障の焦点を国家から人々の安全保障へ拡大した。すなわち、貧困・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症・環境破壊・自然災害など人間に対する様々な脅威を背景に、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれのもつ豊かな可能性を実現するために、一人一人の視点を重視する取組を強化しようという考え方であり、「人間の安全保障委員会最終報告書要旨」[平成15 (2003) 年]においては、人権の尊重は人間の安全保障の核心を形成すると明記されている。

▼ 識字

識字とは、日常生活の簡単な内容についての読み書きができることをいう。識字率とは、15歳以上人口に対する識字人口の割合である。近年は、少数民族・先住民族やリプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) と関連付けた視点から言及されることもある。識字に関する世界の潮流は以下のとおりである。

①万人のための教育 (EFA)

各国が協力しながら、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) に基づき、平成27 (2015) 年までに世界中のすべての人たちが初等教育を受けられる、字が読めるようになる (識字) 環境を整備しようとする取組である。非識字者の約7割はアジア・太平洋地域に存在し、3分の2は女性だと言われている。

②ダカール行動の枠組み

平成27 (2015) 年までに、成人 (特に女性の) 識字レベルが50%の改善を達成することを行動目標のひとつに掲げている。

③国連識字の10年

国際連合総会で議決された宣言で、平成15 (2003) 年からの10年間ですべての人に識字能力を与えることを宣言している。

▼ 日本国憲法 前文 (抜粋)

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

●関係機関等

- (1) 国連開発計画 (UNDP) 東京事務所
- (2) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
- (3) 日本ユニセフ協会
- (4) 外務省
- (5) 特定非営利活動法人 日本フェアトレード委員会

- <http://www.undp.or.jp/>
- <http://www.unhcr.or.jp/html/index.html>
- <http://www.unicef.or.jp/>
- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- <http://www.fairtrade-japan.org/>

みんなで築こう、人権の世紀

主な内容：人権擁護について

「人権の世紀」と言われる21世紀に入り、人権の尊重が平和の基盤であるという共通認識のもと、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。しかし、一方で、物質的な豊かさのみを追い求め、真の心の豊かさが大切にされていない風潮や、他人への思いやりや慈しみの心が薄れ、自己の権利のみを一方向的に主張する傾向が見受けられます。

すべての人の人権が共存する「人権の世紀」の構築に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「HUMAN RIGHTS（人権）」の意味について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・国際条約や日本の法律などには、どのように規定されているのかを調べてみましょう。
- ・自分の言葉で、「HUMAN RIGHTS（人権）」を説明してみましょう。

(2) 人権擁護にかかわる機関や制度、取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・法務省人権擁護局などの機関や人権を擁護する制度、取組を調べてみましょう。
- ・自分や身近な人の人権を擁護するためには、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 人権擁護委員など、地域で人権擁護や人権相談に取り組んでいる人を訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・人権擁護や人権相談に取り組んでいる人の思いや願いを聞いてみましょう。
- ・友人から相談を受けた場合の対応など、「相談」に関する基本的な態度や技能を身に付けましょう。

(2) 医療関係者やマスメディア関係者など、人権にかかわりの深い職業に従事する人にインタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・仕事内容と人権とのかかわりについて聞いてみましょう。
- ・自分が将来就きたい職業について、仕事内容と人権とのかかわりを考えてみましょう。

●ケーススタディ

世界人権宣言の条文を調べ、各条項に定める権利などのイメージを絵やイラストで表現してみましょう。

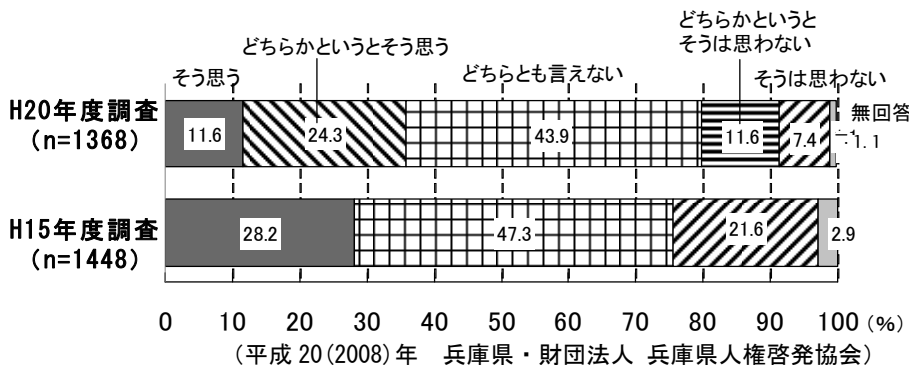
条	内 容（要約）	条	内 容（要約）
第1条	平等権	第16条	婚姻し家族を持つ権利
第2条	差別からの自由	第17条	財産を所有する権利
第3条	生命、自由、人間の安全保障の権利	第18条	思想と宗教の自由
第4条	奴隷からの自由	第19条	意見と情報の権利
第5条	拷問及び品位を傷つける扱いからの自由	第20条	平和的な集会と結社の自由
第6条	法の下で人として認められる権利	第21条	政治と自由な選挙に参加する権利
第7条	法の前での平等の権利	第22条	社会保障を受ける権利
第8条	権限を有する裁判所により救済される権利	第23条	望ましい仕事を、労働組合に加入する権利
第9条	恣意的な逮捕や追放からの自由	第24条	休暇と余暇を得る権利
第10条	公正な公開審理を受ける権利	第25条	十分な生活水準を保持する権利
第11条	有罪が立証されるまで無罪と推定される権利	第26条	教育を受ける権利
第12条	プライバシー、家族、家庭及び通信への干渉からの自由	第27条	社会の文化的生活に参加する権利
第13条	国内外における居住の自由の権利	第28条	世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利
第14条	迫害からの庇護を他国に求める権利	第29条	自由で完全な発展に不可欠な社会への義務
第15条	国籍を得、あるいは変更する権利	第30条	上述の諸権利に対する国家ないし個人の干渉からの自由

(世界人権宣言 要約)

●人権に関する県民意識調査

県民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっている。

(※H15：3肢選択、H20：5肢選択)



キーワード解説

▼ 人権文化をすすめる県民運動

兵庫県では、一人一人が、お互いの人権の尊重を感性としてはぐみ、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、推進強調月間を8月と定めて、県民運動を展開している。

▼ 世界人権宣言 [昭和23(1948)年]

国際連合総会で、基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。世界人権宣言は、国際人権規約をはじめ国際連合が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中で再確認され、引用され、言及されている。

また、国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日は「Human Rights Day(人権デー)」と定められている。日本では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定め、法務省および全国人権擁護委員連合会が、関係機関などの協力を得て、人権意識の普及高揚を図っている。

●人権を侵害されたら (人権侵害の被害を受けた方へ)

人権侵害とは？

差別的取扱い、暴行・虐待、いじめ、いやがらせ、プライバシー侵害、セクシュアルハラスメント...などいろいろな人権侵害があります。

法律に違反した行為に限らず、憲法や人権に関する条約、世界人権宣言などに反するような行為であれば、人権侵害といえます。公務員による職務執行に伴う人権侵害もあれば、私人間での人権侵害もあります。

被害の申告をしてください
迅速に対応します。

申告先は、全国にある法務局・地方法務局及びその支局に設置している人権相談の窓口です。例外的な場合を除き、速やかに救済手続を始めます。

法務局・地方法務局が講じる救済

援助・・・被害の救済・予防のための法律上の助言や、関係する機関への紹介などをします。
調整・・・相手方との話し合いを仲介します。
要請・・・被害の救済のために実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執るよう求めます。
説示・・・相手方に対し、人権侵害をやめるよう注意します。
勧告・・・人権侵害の事実を摘示し、文書で必要な勧告をします。
通告・・・関係行政機関に対し、適切な措置を執るよう求めます。

救済手続終了後は、処理結果を通知し、その後の状況を見守りながらアフターケアをします。

被害救済の流れ

被害の申告
↓
法務局・地方法務局及びその支局

調査
↓
侵害事実を認定

救済のための措置
↓
処理結果通知

(法務省HPから)

人権を侵害されたら・・・
被害の申告をください

認定できない場合もあります

いろいろな措置があります。人権尊重のための啓発も行います。

●関係機関等

- (1) 法務省 人権擁護局
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- (2) 神戸地方法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/frame.html>
- (3) 財団法人 人権教育啓発推進センター
<http://www.jinken.or.jp/>
- (4) 財団法人 兵庫県人権啓発協会
<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

▼ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 [平成9(1997)年]

「人権教育のための国連10年」[平成7(1995)年～平成16(2004)年]を受けて、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目標にして策定された。

この中で、人権にかかわりの深い職業として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者が示された。

▼ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 [平成12(2000)年]

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申などを踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした。この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年に閣議決定された。

高校生用教育資料

『HUMAN RIGHTS－いま 私がひらく 未来－』

平成 23(2011)年 3 月発行

発行 兵庫県教育委員会
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

